

第九十六回国会 通信委員会 議 録 第 八 号

昭和五十七年四月十五日(木曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 水野 清君

理事 加藤常太郎君 理事 阿部末喜男君

理事 渡辺 紘三君 理事 竹内 勝彦君

理事 鈴木 強君 理事 龜岡 高夫君

秋田 大助君 佐藤 守良君

鴨田利太郎君 早川 崇君

渡海元三郎君 森 美秀君

福永 健司君 橋 兼次郎君

久保 等君 中井 治君

森中 守良君 村上 弘君

藤原ひろ子君 依田 実君

出席國務大臣

郵政大臣 箕輪 登君

出席政府委員

郵政政務次官 水平 豊彦君

郵政大臣官房長 澤田 茂生君

郵政省電氣通信 守住 有信君

政策局長 田中眞三郎君

郵政省電波監理 局長

委員外の出席者

外務省条約局法 規課長 野村 一成君

参 考 人 (日本放送協会 会長) 坂本 朝一君

参 考 人 (日本放送協会 副会長) 中塚 昌胤君

参 考 人 (日本放送協会 技師長・専務理 事) 高橋 良君

参 考 人 (日本放送協会 理事) 田中 武志君

参 考 人 (宇宙開発事業 団理事) 平井 正一君

参 考 人 (宇宙開発事業 団理事) 芦田 茂男君

通信委員会調査 室長

本日の会議に付した案件

放送法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号)

電波法の一部を改正する法律案(内閣提出第七四号)

○水野委員長 これより会議を開きます。

放送法等の一部を改正する法律案及び電波法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。鈴木強君。

○鈴木(強)委員 それでは、最初に、御多用中のところ宇宙開発事業団の平井正一理事さんにおいてをいたしておりますので、若干御質疑を申し上げたいと思います。

御承知のように、BS2、CS2の打ち上げのために大変御苦労をいたしておられますが、現在、この打ち上げの進捗状況はどうなっておりますでしょうか、具体的にちよつと御説明をしていただきますか。

○平井参考人 平井でございます。

御質問の通信衛星それから放送衛星の開発状況を御報告申し上げます。

通信衛星CS2につきましては、本機と予備機とござりますが、本機を明年、五十八年二月に打

ち上げますし、予備機の方は五十八年、明年の夏季にそれぞれ打ち上げる予定でございます。本機の衛星とロケット、これはここの十月、秋でございますけれども、それから予備機につきましては来年、五十八年の六月までに製作、それから試験その他を終えまして、種子島の宇宙センターへ運ぶという手はずになっております。開発の方は予定のスケジュールに沿いまして順調に進んでおります。

次は、放送衛星BS2について申し上げますが、本機の方は五十八年度、それから予備機の方は昭和六十年にそれぞれ打ち上げる予定になっております。衛星もロケットも開発は予定に沿ってスケジュールどおりに進んでおります。

簡単にござりますが……。

○鈴木(強)委員 順調に進んでおるようでございまして、御苦労さまだと思ひますが、BS2の方ですが、五十八年のとおつしやいましたけれども、その時期は何時ごろになるのか。

それから、両ロケットとも重量等の関係で、国産のロケットが開発をされまして、NASAの御厄介にならなくてもいいような時代を迎えたわけですが、その点は非常に結構だと思ふのですが、いづれも重量がどの程度になっておりますか。ロケットの開発はさらに次のCS3、BS3の打ち上げに備えていろいろな開発が進められておるのでしょうか、どうでしょうか、その辺を伺いたいのです。

○平井参考人 先ほど御報告しました実験用通信衛星CS2、それから放送衛星BS2の方は、私たちNロケット2号でこれを打ち上げる予定にしております。(鈴木(強)委員「衛星の重量は」と呼ぶ)衛星の重量は、正確な方はまだ後にならないとわかりませんが、おおよそ三百五十キログラム、これはロケットに載せたときではなくて、

宇宙へ上げて静止軌道に乗せたときの重量でございまして、BS2の方も重量はほぼ同じでございます。少し重い方でございまして。

○鈴木(強)委員 BSの方は五十八年の何月に打ち上げるのですか。

○平井参考人 BS2の本機の方は、五十八年度でございまして、年で申しますと五十九年の二月でございまして、それから、予備機の方は六十年、六十年の夏季でございまして。

○鈴木(強)委員 宇宙開発事業団の予算というのは年間大体どのくらい認められているのですか。

○平井参考人 予算の件で御報告申し上げます。五十七年度の予算ということでございまして、概算要求で要求申し上げました額は、内訳でございまして、債務負担行為の方、これが八百七十五億円ということでございまして、これは全部現金ベースで申し上げますと千九百億円でございます。それで、査定の方でございまして、そのうちの債務負担行為で五百八十四億でございます。現金ベースで申し上げますと一千百八億円、こういう額になっております。

○鈴木(強)委員 千九百億だったのでしょうか。千億にふえたのですか。これは何でふえたのですか。

○平井参考人 これは中にドルが入っております、ドルのベースが要求時より査定時の方がアップになっております。その差額がその差になって出ております。

○鈴木(強)委員 ロケットの開発等についても、これは東京大学などでもおやりになっていいると思ふのですけれども、何か科学技術に対する国の政策というものが、かけ声はいいのですけれども、どうも私は具体的な予算になるとちびつくるような気がしてならないのです。それから、組織機構等についても、もう少し統一した機構をつくつ

に對しまして、実情はそういうことであるといふことでございます。外国公館というのは、先づ御承知のように条約上特殊なステータスがございまして、なるほど外交関係条約というのがございまして、その四十一条でその国の法令を尊重し

なければいかぬのだというふうにはなっているわけでございます。私も現実電波法を守つてもらわなければならぬと思つてそういうふうな求めておりますことですが、先ほど監理局長の方から指摘ございましたように、遺憾ながらそういうふうなことになるというところでございます。

○鈴木(強)委員 在日各国大使館の館員であつても、とにかく電波を割り当てることができない、放送局を開設する資格がないわけでありまして、当然違法行為をしているわけですから。大使館、公使館の中は治外法権になっているのです。昔は、戦前戦中われわれ経験したことです。かなり不法電波を出してやつておりましたけれども、いまは国際的にも通信というものが非常に高度化しまして、ダイヤルで多くのところをはかるわけですね。あえて特別な違法の無線局をつくつて、そして本国と連絡をしなければならぬということについては、それなりの何かあると僕は思うのです。そういうことが放置されては困るわけですよ。ですから、もつと強力な手段を講じて、少なくともやめてもらうということにならなければならぬ。

ですから、外務省の姿勢もちよつと弱腰じゃないですか。あなたは一課長ですから、あなたを責めても仕方がないことだけれども、大臣にももう少しよく話して、違法のものは違法ですから、ちゃんと撤去してもらうことをやらなければ困るんですよ。もう一遍しつかりやるということをお答えられますか。

○野村説明員 先生御指摘のとおりでございますが、特に今般電波法が改正になるという際には、私どもの問題意識としては、その改正される電波法にのつとつてそれに従つて無線機を設置するということがきつて重要であると考えております。特に、いま現在先生御指摘のように違法無線局ということに該当するわけでございますけれども、それらの公館につきましても、必ず私どもの設定する要件に従つて無線局が運営される

よう、外交折衝を通じてぜひ確保するし、またしなければならぬ、そういうふうな考えております。

○鈴木(強)委員 郵政省の方では、外務省にお願ひして折衝してもらつても、依然として不法電波が出てくる、そういうことですか。

○田中(眞)政府委員 お答え申し上げます。

通常、そうした機関で本国等との連絡に無線局を使うということになりますと、日本などの場合は、特に周波数的に言えば短波が多いわけでございますけれども、この短波の監視というものをどうやっていくかということ、現在日本に四カ所あるわけでございますけれども、短波の周波数帯につきましても、自動的な機械も持ちまして昼夜の別なく監視できるといふような体制になつておるわけでございます。そうした形の中で、重点的に、リストにないといふ申請とか、不法の対象局はどういうものかといふようなことで特別な監視機関を設けましてやつていくといふようなこともあつてございまして、その結果に基づきまして外務省にも御通知するといふようなことをやつておるわけですが、ある年におきましてある国の事実が確認された、その次の期間において幾つかがなくなつていくことがあるわけであつて、そうしたときには、効果があつたんだといふふうな考え方もある次第でございます。また、二列のものが出るというふうなこともございまして、そういうような形で成果はある。

いづれにいたしましても、今度、相互主義によりましてやれるようになったのだといふことで、この辺は御審議をいただいて、この国会の御審議を経た後におきまして、特に外務省の方等にも、こういう形になつたんだからといふことで、その辺の成果を期待したい、このように考えておる次第でございます。

○鈴木(強)委員 相手が相手ですからなかなかむづかしいと思ひますけれども、毅然たる態度でやつてほしいと思ひます。

それで、今回、外国公館の無線局開設について

は、特定の固定地点間の通信、しかも相互主義を前提としておる、こういうことですね。ですから、日本がやりたいと思つても相手側がいやだと言へばできないわけだから、その辺が非常にむづかしいと思ふのですけれども、特定地点間の通信といふのは、定義としてはつきりしておきたいのですけれども、どういふものなんですか。

○田中(眞)政府委員 多分御質問は、通信といふのはいわゆる話しする電話だけかといふような御質問かと思ひます。それにつきましては、通信の手段でございますので、最近ではファクシミリとかテレタイプ等も恐らく要求されるでしょうし、外務省の方からまだその辺はよく聞いておりませんけれども、外務省自体が御希望なさるのも、ファクシミリとかテレタイプといふようなものが多分入るのではないだろうかといふふうな考えております。そうした場合に、相互主義に立ちまして、電話のほかファクシミリ、テレタイプといふのは現在の通信手段としては通常のものだといふふうな理解しております。

○鈴木(強)委員 その点、わかりました。

ただ、私はこの改正は非常に便宜主義だと思ふのです。今日、世界的にこれだけ通信が発達し、いまや本国とある国との間に無線局をつくつてやらなければならぬといふような時代じゃないですか。これは認識不足もはなはだしいですよ。ですから、相手側がどうしてもやめない、何ほ注意しても不法電波を出す。したがつて、こういうものを出して、どうですか、今度は私の方に置かしてくだされ、そうすればこれは制度的に合法化になりまして、こういうことで持つていこうといふことだと思ふのだ。外務省はそんなことをちよつと言つたのだが、まことに便宜主義であつて、こういうことまで法律改正やることがいかにどうか、私は非常に疑問に思つておるのです。

それでは、この法律が改正されて、相手局がこれに乗つてくるという自信がありますか。大臣からも聞いておきたいですよ。幾つぐらい予想されるのですか。

○野村説明員 お答えいたします。

先生便宜主義とおつしやられましたけれども、確かに、通信が専用商業回線とかテレックスを通じて行われておるのも事実でございます。他方、私も常に感じておりますことは、緊急の事態と申しますか、クレーダーその他のときには通信が全くとだえてしまふといふことになるわけでございます。そういうときに備へないといふわけがないといふ問題意識も同様に強く持つておりました、そういうときに備へての措置であるといふことでございまして。

実は、先生、申し上げたいのでございますけれども、私もこの改正をお願いするに当たりまして調べたのでございますけれども、国際慣行として相互主義をもとにして許可しておる、そういうことでございまして。わが国につきましても、そういう特殊な事態に備へる意味におきまして、ぜひ御改正をお願い申し上げたい、そういうことでございまして。

○鈴木(強)委員 これは郵政大臣が提案しているのだけれども、本元は外務省なんですね。要するに、郵政省の不法電波の取り締まりができなくなつてしまつて、外務省もお手上げだ、形式的にやつたと言ふけれども、やつてないんだ。相手がどこの国かわかりませんけれども、どこの国であつても、日本に公館を置く限りにおいては日本の法律に従つてもらわなければ困るのです。こちらの方で認めますからどうぞ認めてくださいといつたときに、果たして相手国が応ずるかどうか、そのことを私は聞いておるのだ。そういう確信があるのですか。

○田中(眞)政府委員 先ほどから、私も、不法無線の問題について、いろいろ先生の御高見をいただいておりますけれども、基本的には、ポランド事件等に端を発しまして、外務省の方から、日本の在外公館、あるいは外国へ出ていける方々も非常に多くなつたわけですから、

そうした時点におきまして、自国民の生命の保護その他の観点から、私どもの理解をいたしましては、今度の法改正は外務省の御要請もございまして措置したものである。外務省を通じて、今後のいろいろな外国との、あるいは要望によりまして、私どもは郵政省としての所管の範囲内の協力をやりたい、このように考えておる次第でございます。

○鈴木(強)委員 郵政大臣に最後に。これは非常にむずかしいと思うのですよ、法律が通りましても相手国によつては、この点は外務大臣と十分に御相談をなさつて、そして、不法電波をそういう手段によらなければ防ぎ得ないというふうにおつしやっております。軟弱外交だと思ふのですが、相手のこともありますから、しかくわれわれの考えるようになかないかいかもしれませんけれども、いずれにしても、法改正はしてみた、しかし、この法律がそのとおりに動いていかないということであつてはわれわれの期待に背くわけですから、ぜひ今後、外交ルートを通じて、郵政大臣も、十分大臣と打ち合わせをして、この趣旨が生かせるような方法をやつていただかうに、ひとつ確たる御答弁をいただいております。

○箕輪國務大臣 今回、法律の改正をお願いいたしまして、相互主義に基づいてそれぞれの国で対応してもらおう、こう考えているわけでありまして、法律が通つて、わが方では設置を認めても、相手国でわが国の公館に電波局を認めないというふうな場合も考えられるわけでありまして、そういう場合には、相互主義に基づいてこれは従来どおり御破算になつてしまふわけでありまして、そこでまた、先生御指摘のような不法電波を出される。相互主義でお互いに設置を認めた国はよろしいが、わが国が認めるとしても、向こうが認めない場合にはこつちも認めないわけですから、そういうところでもまた不法電波をやられるということになれば同じことになるわけでありまして、今回の法律の改正にかんがみ、自今こういうことが

絶対にならないように、そういう場合には断固腰を据えた交渉をしていただきたいということを、私からも外務大臣に申し入れをしたい、こう考えます。

○鈴木(強)委員 わかりました。それでは、放送法の問題に移りますが、今回、音声と文字の多重放送がいずれも実用化されることになりまして、そのための法律改正が提案されておるわけですが、御承知のように、この経過の中ではいろいろといきさつがあつたように私は聞いておるのです。ですから、このことが将来、法律制定後に運用の支障になつてはいかないと思ひますので、ちよつとこの機会に伺つておきたいことがございます。

それは、NHKの場合は、音声はもちろん一つですから問題ないのですが、文字多重の方は、二Hのうち一Hは補充的に、そして一Hは第三者機関に与えてもよろしい。しかし、音声と文字は義務化されて本来業務になつております。一般の放送事業者の場合には、きのうも論議されましたように、一補充、一第三者、義務制ではありませんが、そういう方針でやれるということになつておるわけでございます。

そこで、放送の多様化に関する調査研究会の報告書も出ております。私もその内容を読ませていただきました。もし私の発言の中で誤解があつたり間違つたことがあつたら指摘をしていただきたいと思います。

まず、郵政省としては、この調査研究会の答申に基づいて、マスコミの集中排除の方針というものを堅持して、第三者利用の道を開くこととして、既設の放送事業者にも放送施設の提供を義務づける、こういう考え方があつたように聞かれます。ところが、一方、民放連の方では、文字多重放送対策委員会というものをつくりまして、設備提供を義務づけるのは、憲法で保障された財産権と言論、出版の自由に違反をするということで、猛烈に反対をしておつたようです。また一方、新聞協会の方におきましては、ニューメディア委

員会というものをつくりまして、積極的に参加を決め、メディアの多様化を図るのは国民の福祉に役立つということを主張しておつたように思ふので、早期主張。民放連は慎重ということですね。

かつて、カラーテレビの発足の当時に、いまは亡き正力さんが積極推進論者でありました。マウソントップ方式までつづつて、政府が言うことを聞かなければ、おれは自分で回線をつくつてやる、こういうふうな言つたことを私はいま記憶を新たにしているわけです。要するに、積極論者か消極論者か、時期尚早論者か早くやるべきか、そういうふうな論があつたように聞かれます。結論としてこゝへ提案をされておるような形になつたと思ふのですけれども、今後こういう意見が再び頭を出してくるようなことはないのかどうなのか。

それから、NHKとしては今回こういう法制の中で義務づけられ、一つは第三者にも貸してよろしい。しかし、これはNHK会長がだめだと言えはだめですね。本来的に、NHKが補充的なものと同時に、第三者よりも自分でやつた方がよろしい、そういう考え方はなかつたのかどうか。いまは非常にNHK、経営が苦しいときですから、ちやうちよした点もあると思うのですが、私はそんなことも考えておるわけですが、NHK側からも、会長いらしていただいておりますから、いきさつの中でどういうふうな考え方を持たれたのか、そういう点もひとつ聞かしてほしいのです。

○田中(眞)政府委員 まず最初に、今回放送法改正案で多重の御提案を申し上げる経緯につきまして、先ほど先生がおつしやいましたとおりでございます。放送行政の一環といたしまして文字多重という新しい技術の普及を図る、と同時に、マスメディアの集中排除の必要もあるであろう、そういうところから第三者利用の道を開くことといたしまして、民放連、新聞協会など、それぞれ関係の立場での御発言、御意見があつたこ

とも、私どももいたしましてはそれなりに十分参酌いたしました。今日御提案申し上げている形になった、このように理解しておるわけでございます。

○鈴木(強)委員 私が聞いておるのは、今後運用の中で問題が起きませんね、そのところ……。○田中(眞)政府委員 ちよつと言葉足らずで申しわけございませんでしたけれども、そうした民放連の御要望についてのお話し合い、これは設備提供義務、それからもう一つ民放連につきましては方式の問題がございましたけれども、これはいま別といたしまして、放送設備提供の義務づけというのは非常におかしいということでございます。

新聞協会の方は、文字多重の実現で、文字については、新聞でございまして、簡単に言いますと自分たちの仕事だ、そういうふうなことであつたわけですね。いまの時点にそうした形非常に早急に新聞協会の方はやつてほしいというふうな形があつたわけですが、現在のところ、私ども、特に御反対といひますか、御提案申し上げている内容はそれぞれにおいて御承知のほうでございますけれども、私ども御提案申し上げて新聞報道等にもいたしまして後においては、そうした声は全然聞いておりません。そうした形で御了解をいただいたもの、早く御審議いただいて通すようにというお考えであるというふうな理解しておる次第でございます。

○坂本参考人 NHKといたしましては、今回の放送法の改正に際しまして郵政省に御要望申し上げた点は、多様化する視聴者の要望に計画的、継続的にこたえていくために、放送法第七条に規定されているNHKの目的を達成するため、テレビジョンの多重放送においても放送法第九条一項の必須業務にしてほしいということを御要望申し上げます。なお、現在NHKが出資することが可能な範囲は、御承知の第九条の三の規定に基づくきわめて限られた形に限定されておりますけれども、今後

こういう観点に立つて経営の展開を図るために、出資を可能とする範囲をNHK業務に関連する業務として考えてもらいたいという、その二点を御要望申し上げたわけでございます。

そして、御承知の長期ビジョン審議会におきまして、この問題はかなり御議論がございまして、昨日も先生方から御質問いただいたわけでございますけれども、何も第三者に開放するという形で考える必要はないんじゃないかというように長期ビジョン審議会でも意見が出されているではないかという御指摘をいただいたわけでございます。ただ、最終的に、こういう技術革新に余り閉鎖的であってはいけないのじゃないか。だから、仮にそれが認められる場合には、NHKの本来の目的、あるいはNHKのチャンネルイメージを損なわないように十分配慮して第三者に開放したらいいたろう、そういう御答申をいただきました。私も経営の中で、先生がおっしゃる通りに、すべてNHK自身が本来業務としてやるということも考えられなくはないんじゃないだろうかということでも検討はいたしましたけれども、いかにいたしましても、二つのチャンネルが出てくるというふうなそういう技術的な可能性があるのを、すべて私どもが自前でやるということについても多少御異論があるだろうというふうなことから、二番目のところは第三者にお貸ししてもいいのじゃないか、それにはそれなりの条件を考えればいいのじゃないだろうかというふうな結論になった次第でございます。

○鈴木(強)委員 わかりました。

それで、これはいずれ二十一日に新聞協会それから民放連、それぞれ代表の方においでいただいて、参考人として意見を聞くことになっておりますので、いまの電波監理局長の御意見、会長の御意見等も参考にして質疑をしたいと私も思っております。これは、要するに、将来に悔いを残さないためにできるだけ合意を得ておく必要があると思いますから、また、これは改めて参考人が終わった後質疑をしていただくようになっております。

すから、またそのときに食い違いがあればだしたいと思えます。

それから、新しい試みといっても大体予想されておったことではございますが、欧米等におきましては文字多重放送はすでに開始しておられるわけですね。時間がなくなりましたから、諸外国の例を幾つか挙げていただきましたが、そういう問題、この放送をする伝送方式ですね。さつきは田中電波監理局長からもお話がございましたが、欧米は大体コード方式を採用しておる、こう見ていいですか。

○田中(眞)政府委員 そのように理解しております。

ちよつと補足させていただきますと、欧米はアルファベットで二十六文字という形、これですべての言葉が表示できるわけでございます。日本の場合あるいは中国なども同じかと思えますけれども、日本の場合、特に漢字のほか、かたかな、ひらがなが入るわけなんです。そうしますと、非常に語数も多いわけでございます。

(委員長退席、畑委員長代理着席)

そうしたことで、パターン方式というものが出てまいっておるわけでございますが、ちよつとそれは余談になりますので……。欧米は、日本以外は幾つかの国でやっておるようですが、コード方式だというふうに私理解しております。

○鈴木(強)委員 一番進んでいるのはイギリスですね。BBCが非常に先進的に使命を果たしてやってくれておるわけですが、そこでコード方式を使っておる。コード方式がパターン方式かということも、ちよつどカラーテレビの、NTSC方式か、SECAM方式か、PAL方式か、あのときいろいろ議論されました、国際的な標準が決まった上でやたらどうかという意見もあったわけですね。しかし、日本はアメリカ方式で、NTSC方式で行ったわけですね。その後技術が進歩しまして、われわれが心配したことが全く無用になりました。ボタンを押せばすぐ切りかえになりました。

で、そういうふうな技術は進歩していくわけですから、とりあえずパターン方式を採用したものと私は思うのですが、これは技術審議会の審議は終わっていますね。このパターン方式は、送信の速度は遅いけれども正確に文字を送り出す、こういう長所がありますね。コード方式の場合には、送信速度は早い、ビル陰などで電波障害が起きると間違つた文字が発生するというような欠点があるらしいですね。

これは、NHKの技師長さんも来ていただいておりますが、先般も私たちがいろいろ勉強させてもらいましたけれども、NHKではパターンとコードと両方の研究をなさっておつて、要するに、ビル陰などの障害で、いま局長が言つたような文字が多くなるからというふうなことの関係はやはりあるものですか。その辺、ちよつと簡単に技術屋の立場で説明してくれませんか。

○高橋参考人 先生にお答え申し上げます。

先生の御指摘のとおり、簡単に申し上げますと、パターン伝送方式というのは、先ほど電監局長の御説明もございましたように、日本とか中国の表意文字のようなもの、非常に俗っぽくたえて大変恐縮でございますが、たとえば「高橋」というのを送り出した場合に、パターン伝送方式でございますと、「高橋」の頭のところのひげがなくなるぐらいの事故でございますから、これは「高橋」だろう、こういうふうな読めるわけでございます。コード方式の欠点は、この事故、事故というか、ゴーストとか、いま先生御指摘のビル陰障害のような非常に電波が弱くなった場合には、「高橋」の「高」が全部なくなるという事故、もう一つには「高」が「中」になりましたり「諸」になったりするというような事故を起こすわけでございます。したがって、先生御指摘のように、NHKといたしましてはパターン伝送方式は表意文字の国においては適当であろうということ、先に開発研究に着手させたわけでございます。ただし、御指摘のように情報量が少ないという問題がございますので、引き続きコード方式で誤

り率の少ない方式が考えられないかということ、五十年から継続して研究したのでございまして、結論的に申し上げますと、非常に誤り率を少なくする方式というのは考えられるのでございまして、家庭用の受像機、放送としてのシステムとしては受信機が非常に高くなるという問題がございまして、去年の十一月にNHKの研究の方から発表されましたのは、パターン伝送方式とコード方式のいいところだけを取り集めました、われわれの方ではハイブリッド方式と名をつけたわけでございますが、たとえば国家予算のような非常に大事な数字を送るという場合にはパターンで送る、それから、レジャー情報みたいなものでちよつと軽易なミスは犯してもよろしいだろうというものについては情報量の多いコードで送る、こういうふうなシステムというもので考えられるのではなからうかということで、電波技術審議会の方にも提案をさせて、御検討もしていただいております。

○鈴木(強)委員 確かに、一秒間に四百八十文字プリントができるというのです。いまの新聞、朝刊は広告欄を除いて普通十七万文字だそうですね。

そうしますと、コード方式を使うと約五分半で十七万文字が送れるというふうな、物すごく情報量を多く扱えるのでありますから、魅力があるわけですね。しかも、外国でやっていると、これは「高橋」ではなくて「高橋」研究すれば、いま技師長がおっしゃったようなそういう点も解決されて、コード方式に移行する、そういうふうな考え方はお持ちですか。これは免許基準の全体的問題とも関連があるのですね。後で聞こうと思つておるわけですが、この後から法案が通りますね。通つて、そういう検討、研究も重ねて、もしそれでいけるならばコード方式というものでいけるのかどうか。受信設備の方が、コードとパターンの場合また違ふものでやらなければならぬということになると、これはちよつと問題ですから、その辺どういうふうになりますか。

(畑委員長代理退席、委員長着席)

○田中(眞)政府委員 ただいま御提案申し上げて
います法案というのは、文字多重なり音声多重に
道を開くということで、その方式についてのコー
ド方式あるいはパターン方式というようなことは
もちろん書かれてないわけですし、そうしたものは
それぞれこの法案が通りまして後の段階での
整備、こういうことになるわけでございます。特
に、文字多重で申し上げますと、私も申し上げま
す、耳の不自由な方に対して早くおこたえ
する、早く技術的成果を還元申し上げる、そうい
うことだとパターンでいかなるを得ない。これは
いろいろ専門家によりまして違いはありますが、
コード方式の基準の答申を出すまでは二、三年
という方と四、五年という方がおられるわけで
す。中をとりまして三年程度かな、こういうふう
に考えるわけですが、その間のおくれとい
うものはある。私もといたしましては、いま、
二Hが使える、こういうことになっておるわけ
ですけれども、技術的に検討いたしますと、現在普
及しておる受像機の少し古いものについてが
ちよつと問題なんですけれども、やがてあと六H
くらい加わりました八Hがこの多重に使えるだろ
う、こういうふうなことも聞いておるわけでござ
います。したがって、二Hでともかくパター
ン方式でやりまして、スタートして、あとの六H
がまた使えるというふうなことになりますときに
に、その辺の可能性も含めまして、コード方式の
基準の中には、パターンが現に法案が通つてから
普及してある程度の方々が持つておられるとい
うことを前提にした上でのコード方式、つまりパ
ターン方式とコンバーティビリティを持った
コード基準というふうなもの、あるいは、いまNH
Kの技師長がおっしゃいましたけれども、両方
いいところだけとるハイブリッド方式、その辺も
全部含めまして、電波技術審議会方式という形で
御審議いただければ、その辺の御心配もなく、し
かもそうおくれしないで早急という御希望にも沿
えるのではないだろうか、このように考えておる
次第でございます。

○鈴木(強)委員 後から実施時期その他について
もお伺いしたいと思つておるのですが、全体の体
制をつくつてやりますと、特にNHKの場合な
んかは、国民があまり公平に電波を見るよう
にしなければならぬわけですから、その期間は相
当に置かなければならぬと私は思つておるのです。
そうしますと、結論としては、パターン方式か
コード方式かということについてはこれからの問
題であるが、とりあえずは仮に五十八年実施する
とすれば、コードについてはまだ技術的に問題が
ある。したがって、パターン方式でスタートして
おいて、その後いろいろ検討した結果、要するに、
VとUが混在したときにコンバーターを置きまし
たね、ああいうふうなことでなくて、一つの受像
機で両方見られるような、そういう機械も技術
的に開発されていく、そういうふうなことで、そ
の時期にその両方が出ていく、あるいはコードな
らコードになつていくというふうな考え方では概
念としていいですね。いいか悪いか、それだけ聞い
ておきます。

○田中(眞)政府委員 VHFとUHFの受像機の
問題、あるいは白黒で、カラーが発展してしま
うような形で、いつも私もコンバーティビリ
ティと申しますか、電波技術審議会の先生の
方々にもそうした点を重視いたして御検討い
ただきたい、このように考えております。

○鈴木(強)委員 その点はわかりました。
そこで、法律が施行されますと、NHK、民放
ともいよいよスタートしていくわけですね。そこ
で、補完的な利用の放送というものと、それから
また第三者のもの、二つあるわけですが、それ
も、どうなんですか、特にNHKにちよつと
聞いておきたいのですが、耳の不自由な人た
ち、いわゆる聾啞者は、長年にわたつて不自
由をきかれて、こういうものを期待しておつたわけ
ですから、そういう面から言つて、いまパター
ン方式でスタートさせるを得ないというこ
とはよくわかります。したがって、そういう方
のために当面と

あえずどういふふうな番組をつくつてあげるの
か。ドラマなどのせりふを文字で映像にしてやる
とか、あるいはニュース等も出してあげるとか、
そういうふうな、とりあえずいま放送開始にな
つたらどういふものをやろうとするのか、その構
想があつたらちよつと聞かしていただけますか。

○田中(眞)政府委員 お答え申し上げます。
いまお話がありましたように、文字放送のサー
ビスの内容につきましては、私も、現在部内に
プロジェクトをつくりまして、番組の試作等もや
りながらいろいろ多角的に検討しているとい
うこととでございます。そのうち、いま御指摘が
ありました聴力障害者向けの字幕サービス、それ
から画面に出ておられます主番組の内容を補充充
実するといふような補完的な利用の面、それから、
文字放送の特性であります随時性、選択性とい
うような面をわたりまして、このプロジェクト
の中で試作番組をつくりまして、多角的に検討
しているといふこととでございますけれども、こ
ういふことにつきましては、いろいろ問題点が
たくさんございまして、経済性の問題なり、専門
家ををつくるのか、その辺も含めていま検討
しているところでございまして、その
中にも入つております。その検討を早くして
くれというふうなことがあつたと思つてござ
います。そういう趣旨も体してひとつお願い
したいと思います。

○鈴木(強)委員 これはビジョン審議会の報告
の中にも入つております。その検討を早くし
てくれというふうなことがあつたと思つてござ
います。そういう趣旨も体してひとつお願い
したいと思います。

○鈴木(強)委員 これはビジョン審議会の報告
の中にも入つております。その検討を早くし
てくれというふうなことがあつたと思つてござ
います。そういう趣旨も体してひとつお願い
したいと思います。

けですね。それが横にあるプリンターに出て、後
まで記録が残つていく。そういう放送もやれる
わけですか。それはどうなんですか。

○田中(眞)政府委員 ただいまのお話は、送りの
側に関係するものではございませんで、受けの側
でございますから、当然、先生がおっしゃいま
したような形、通常はテレビのブラウン管に出
てくるかと思つておられるけれども、それを記録
しておこす。あるいはお料理番組あたりで材料
のグラムといふようなことになりまして、これは
メーカースイッチの問題にもなると思つてござ
いまして、文字の多重の場合にもそういうもの
はあるだろう。本番的には、フアクシミリ放
送あたりになりますと、もう読むというより印
字するといふことになろうか。文字多重放送
の段階でも、記録性といふことで印字する、
そういう形の使い方はあり得ると考
えております。

○鈴木(強)委員 私は、NHKの方ですでにや
つておるのをどこかで見たけれども、たとえ
ばNHKニュースにしてもこういうふうに出て
くるのです。これは技術的に可能であるとい
うことですね。その点ちよつと……

○高橋(強)委員 お答え申し上げます。
通信委員会の先生方にも直接ごらんになつ
ていただいたように、技術的に可能でござい
ます。

○鈴木(強)委員 その点はわかりました。聾
啞者を対象にした、耳の聞こえない、音の聞
こえない方々に対する問題については特別の配
慮をいたすべく、特にお願いをしておきます。
それから、NHKが第三者機関に設備を賃貸
することになるわけですが、報告書によれば、
その選択については、NHKの性格に十分留意
した対応を図る必要がある、こういうふう
に書いてあるわけでありまして、はっきりした
こととはわかっていないのであります。第三
者利用の場合、ビジョン審議会の報告書等
にもいろいろ書いてありますが、NHKとして
はいまどういふものを想定しているのですか。
ちよつと、共同通信あるいは時事通信等、
そういう系統がやつたらどうかとい

うようなのを、何か新聞の情報の中で見たのですけれども、そういうことも考えられているのですか。

○坂本孝考人 具体的なことは現状ではまだ何もございせん。前々から申し上げておりますように、第三者に利用させるためには、御指摘いただいているNHKのチャンネルイメージを損なわないこと、それから、NHKの番組の編集の基本的な考え方、方針というものを尊重させるというような数点について、お貸しする法人との間に契約上恐らく明記するということになるのではないかと、どうか法人かということにつきましては、これから検討しようということでございます。具体的なことはいまここで申し上げるような形のものはまだ何もございません。

○鈴木達委員 われわれは、立法院として法律を決めるわけですが、いま言われたような点、将来われわれが一番心配する点、それは、この法律が通った後また検討いたします。それから、たとえばいろいろな問題についても、政令とか省令によって決めますと言うが、法律審議の際に、立法院としては、それがどうなるのかその内容すらわからないで法律が通ってしまう、私たちは法案審議をしていてこいかに非常にジレンマを感じるのです。ですから、少なくとも法案を提出する際には、おおよそこういうようなところまでこの程度のものでやるというものはつきりしていただくこと、郵政省あたりでも、政令、省令等については先に議員に渡して、こういう内容で省令に移してまいりますというようにしていただかないと、後になってから、われわれにどうなったかということがよくわからない場合もあるわけですね。そういう意味で非常に残念に思うのですけれども、いまそれを言ってみても仕方がないわけですね。

そこで、特にこの賃料等の問題はどうかいうふうに、これは民放も含めてですが、これを決めていくのか。一つのスタンダード的なものを——土

地だつて地価公示みたいなものがある。それとは違ふけれども、何かおおよその基準というものを定めておく必要があるのではないだろうかというような気もするわけですね。その点どうか。

それからもう一つ、NHKが設備を賃貸した場合は、当然郵政大臣が両院の同意を得てやるということになってくるのですが、今度両院の同意を得ないでやるということは、これは国会軽視ではないですか。事業計画を国会に出してその中でやる、こうおっしゃるかもしれませんが、極端に言えば、その事業報告を承認した後でやる、こういふことになるのでして、その辺の問題をはつきりしておいていただかないと、これはやはり国会軽視になると思うのです。その点をひとつ明らかにしてもらいたいですね。

○田中（義）政府委員 NHKの放送設備の賃貸、特に今度の多重についての場合には両院の同意を要しないとした理由についてでございますけれども、その考え方は、NHKの放送設備の第三者利用、多重のための第三者利用でございますけれども、国会での御審議の中で十分にその是非につきまして、全般的と申しますか、一般的に御判断、御審議いただいているということが一つござい

ます。それから、各年度にNHKは事業計画を出してまいります。現に音声多重につきましても、実用化試験局でございまして、これはどこそこそここの場所を拡充いたします、その経費についてはこれほどですというものがたしか入っておつたと思ひますが、そうした形と同じような形で、翌年度予想される多重の地域と申しますか、そうしたものを御記入いただきまして、毎年度の御審議を国会でいただく、そして一括して御判断いただく、そうしておけば、あとNHKの放送設備の賃貸を郵政大臣が許可するということにつきましては、国会で御判断いただいた結果を具体的に執行するというところでござい

ますので、あえてそれにつきまして両議院の手を

煩わさなくても、事前にインフォメーションあるいは御審議が入つておる、こういうような理解のもとで、こうした両院の同意を必要としないという形でいかかというところで、御審議いただいている次第でございます。

○鈴木達委員 そうしますと、簡単に言つて、放送法に基づくNHKの予算の審議を国会でやりまします。その中に事業計画が入つてくる、その事業計画に入つてないものを、予算が通つた後、翌年度の予算編成前に国会の両院の承認を得ないでやるというふうなことは、必ずその事業計画に入つてくるというものでいいわけですね。それならいいですよ。それならいいですけれども、全然事業計画に入つてないで、それで後、次の年度にかかつて予算が提案される前にやつてしまったということになると——これは明らかに現行法制の中にちゃんとあるんだから、その点はそういうふうな理解していいですか。

○田中（義）政府委員 第三者に多重をやりまします場合には、契約というのがまず先行するわけでございます。第三者団体がございまして、どういう形のものがNHKにアプローチしてくるか。そういう形で、多少時間はかかりますけれども、基本的にやはちやんと入つておるべきものだということに考えます。実際問題としては、非常に急ぐというふうなものもあり得るかもしれませんが、ともかく国会の御審議を郵政大臣にお任せいたしたいということの重要性をよく考えた上で、具体的な問題については対処してまいりたい、このように思つております。

○鈴木達委員 これはもう具体的なものもないので、基本的に事業計画が承認されない限りは中途ではやらぬ、こういうふうになんと確認しておかなければいかぬ。

そこで、時間が来ましたので、NHKについても今度これが義務化されますと、補完的なものであつてもあまねく全国にやらなければならぬ。送信機をつくれれば大体いまの全国の視聴者には通ずるようになると思うのです。ただ、中継局の電

波の出力を少し強くしないと、これには電波の減衰があるらしいですね。そういう点を注意していただければ、NHKの使命は達成できないですよ。そういうためにはかなり金もかかるでしょう。きのう十一億とか言いましたけれどもね。いずれにしても、そういう全体に視聴できるような体制をまずNHKはつくること。そして、そのためにはかなりの準備期間がないといけない。これは受像機の方についても、ちよつと時間がないので通産省呼んでいませけれども、かなり実用化のため機械はできておる。普通のテレビの中に入り込めてある機械によつて、三万円くらい余分に出せば量産もできる、こういうような話も聞いております。アダプターについてもそういうふうな準備はできておるようだけれども、要するに、全体の需要予測がどのくらいあるのか、まあNHKの場合だったら、見えるようにしてやつても、おれはそんなものは要らないという人がいるかもしれない。これは全部見てもらえるようにしなければいけないけれども、そういう人もいるかもしれないので、需要予測というものをちゃんと立てて、そしてこのスタートをさせなければならぬので、五十八年度と抽象的に言つておられますけれども、私は、そういった準備がかなり完了して、多重放送が有効的に国民のためになるような体制をまず確立した上でやつてスタートしていただくように、特に希望しておきたいのでございます。

いろいろまだ質問したかったので、時間がありませんでこれで終わりますので、大臣、これは法律の公布の日から六カ月でやるということになつております。ですから、その公布の日を十分考えながら、この趣旨が生かされるようなタイミングをよく見て実行に移すようにいただきたい。最初の試みですから大変な困難もあると思ひますけれども、ぜひひとつそれを克服して、こ

の法律に基づいてつばに多重放送ができ、国民のためにような方途を図つていただくことを、大臣に特別にお願いし、決意をひとつ聞いて、それで終わります。

○箕輪國務大臣 数々の貴重な御意見を拝聴いたしました。その趣旨を体し、これから臨みたいと存じます。

○鈴木強委員 どうもありがとうございます。

○水野委員長 これにて鈴木強君の質疑は終了いたしました。

次に、中井治君。

○中井委員 私ども民社党は、今回出されました二つの法案に基本的には賛成という立場でございますが、幾つかわからない点等、時間内でたゞしいきたい、このように考えます。

最初に、この法案が通つた後、郵政省はどういうスケジュールで免許を交付をしようとお考えになつていらっしゃるか、お尋ねをいたします。

○田中(眞)政府委員 この法案は公布後六カ月というところでございますけれども、当然それまでに、この法を受けましていろいろな技術基準を決めるとか、その辺の私どもがやるべき問題がございます。それからまた、実際のことを考えてみますと、第三者利用等につきましては契約があるだろう、それから、実際に魅力のある番組ソースをつくる者が出てくるという問題があります。それから、当然受けてくれる人がいなければならぬわけでして、メーカ体制というふうなものも必要になるわけでございます。そうした諸準備等で早ければ一年ぐらいから私どもの方に申請なり何なりが出てくるかなというふうに考えておりますので、一兩年というふうなことになるのかなと、こう考えておりますが、私どももいたしましての郵政省としてやるべき問題については、せっかく法案を通していただいたということを受けまして、誠心誠意できる限り早くやる、このように考えております。

○中井委員 その場合に、既存の放送事業者がやりになる補完的な文字多重、それから第三者利用、これの免許それぞれは、同時という形ですか、別々でもいいという形になりますか。

○田中(眞)政府委員 放送事業者自体がやりになる特に補完利用あるいは独立利用の分もあるわけでございますけれども、その場合には、郵政省に申請をするという手続は必要でございますけれども、第三者というものが入りませんので、事業者自身がおやりになる特に補完利用などは、私どももいたしまして早く希望しておるわけでございまして、多分そういう形になるかと思ひます。

○中井委員 NHK自身のこの文字多重を実現するためのスケジュールといったものはどのようになつておりますか。また、スタートする時点での費用、あるいは、いま鈴木先生のお話にもございましたけれども、全国的にこの文字多重放送が実現できる期間、あるいはそれにかかる費用、そういったものはどういふふうに計算をされておりますか、教えてください。

○高橋参考人 スケジュールにつきましては、ただいま御審議中でございますこの放送法が改正されまして、さらに電波技術審議会の答申が郵政大臣に出まして、省令、政令が定まつてからということになるわけでございますので、前回御質問がございましたように、五十七年度の事業予算につきましては、研究整備費の中に入れてあるわけでございまして、これを実際に実施するという経費になるとどうなるかということでございますけれども、これも若干、きのう畑先生の御質問に對しまして誤解を招く点があつたのじやなからうかと思ひますので、補足させていただきますと思ひます。

畑先生のきのうの御質問について、私、受け取りましたのは、きょう現在、イギリスのBBCがやつておるように、ロンドンで番組をつくりまして、それをイギリスの全土に同じ番組を出すという形、それをなぞりまして、東京でつくりまして

番組を全国で使えるように放送網整備をするというれば幾らかかるんだという御質問を承つたものでございまして、建設投資額の直接経費でございます、つまり制作費、金利、減価償却費、運用費、保守費、これを除いた直接建設投資額として約十億と試算しておりますというのを申し上げたわけでございます。ただし、先生のいまの御質問にお答えいたしますと、さらに、現在管内担当局、昔の中央局でございますが、こういうところに、七局あるわけでございまして、こゝでもローカルがいわゆるブロック的に実施できるという考え方がございまして、その次に、全国の県域の四十局でローカルをやる、こういう考え方もあるわけでございまして、その辺を含めて御説明申し上げますと、管担局七局で管中を制作するという経費は約七億と勘定しております。それから全国県域四十局で将来ローカルもやるんだということになりますと、四十局分につきましては約四十億という試算をしていられるわけでございます。したがって、昨日御質問のございました約十一億というのは、いわゆる全中としてとりあえず東京で制作いたしました、現在の放送網を利用して全国に同じ番組を流したときの直接建設投資額であるというふうに御理解賜れば幸いですと思つておるわけでございます。

スケジュールにつきましては、今年度研究整備費の中に入れてございまして、省令、政令が定まつたならば、これを試験局でやるか試験局でやるかということも経営の中で判断をいたしまして、番組制作の問題もございまして、その辺に對しての運用費その他のシミュレーションもやつた後でないと、これは全国的に及ぼしてまいれないだらうという判断をしておりますので、若干は東京の部分での実験から始まるのじやなからうか、私はそう判断しております。

○中井委員 すでに五十三年から音声多重が始まつておるわけですが、音声多重が現在NHKとしてどのくらいの形で行われておるのか。大体音声多重の進み具合と同じような形でこの

文字多重というものが進んでいくと理解をしていますが、いかがですか、その点についてお尋ねいたします。

○高橋参考人 先生御指摘のように、現在実用化試験局でやつております音声多重の放送につきましては、NHKのカパレージは、きょう現在で六〇%までいったわけでございます。ただし、先ほど申し上げましたように相当の経費もかかるわけでございまして、逐年年度の事業計画の中で先生方に御審議賜つて逐次拡大していく、それは受信機の生産並びに普及、その辺のかかわりも判断して決めてまいりたい、さように考えている次第でございます。

○中井委員 大体現在の費用で計算をすると六十億近いお金が要らう、こういうことであります。また、文字多重をやらうとすれば、かなりの人員等もここに割きになるんじゃないか、こんな感じがするわけでございます。発想そのものもまたサビズとしてこういうことをやられることは非常にいいことであります。これがやられることによって、値上げの一つの材料にされないか、私どもはこのことを実は心配をするわけであります。また、後でも御質問申し上げますが、幸い投資等を幅を広げてできるという改正が同じく盛り込まれていられるわけであります。そういったことを利用して、直接的にこの文字多重というものをNHKの値上げの一つの材料にしない、こういったことをお約束いただきたいと思います。

○坂本参考人 いま御質問の、実施費とかかわりにおいて受信料にはね返らないように約束してほしいという御指摘でございますけれども、現段階でなかなかそういうことを簡単に私の口からお約束するというのは、いささか不遜ではないかと思ひますので、できるだけそういうことにならないように努力するというのが私の責任であるという、そういう認識は持つておるわけでございますけれども、しかし、やはり御要望に沿つて実施するということが、ある意味では御納得いただくような形で御理解賜るならば、そういう受信料問題

をめぐらして、きょう現在、イギリスのBBCがやつておるように、ロンドンで番組をつくりまして、それをイギリスの全土に同じ番組を出すという形、それをなぞりまして、東京でつくりまして

との絡みも将来において検討されるということとまきりございませんとおぼしめるのは、ちよつとこの席では申し上げかねると思ひますが、基本的態度としては、先生の御指摘のような点を踏まえて検討していくべきであらうというふうには考へておりますので、御理解賜りたいと思ひます。

○中井委員 先ほど補充的な文字多重の放送を、NHK中央で、そして地方局七つ、あるいは県域放送でやる、こういうことを言われたわけでありますが、再度確認をいたしますが、そうしますと、NHKの第三者利用の文字多重放送というのは、中央と地方の七つの局、そして県域、それぞれ別に行われる、このように理解してよろしゅうございませうか。第三者利用の会社が別々にそれぞれの地域でつくられる、こういうふうには理解してよろしゅうございませうか。

○中塚参考人 NHKの設備を使って文字多重放送をやる第三者の法人、これを一つにするのか、各ブロックごとにするのか、あるいは各県域ごとにするのか、それは今後の問題として考へてまいりたいというふうには考へておりますが、その送り出しする内容、これはやはり文字多重放送というのは、地域に密着した生活情報というふうなものが非常に重要な要素になるということは当然考へられます。ただ、生活情報、あるいはレジャー情報にいたしましても、近畿地方の人が北海道のレジャーの情報を得る、そういう必要もあるだろうというふうには考へますので、全国的な情報と、それからその地域に非常に深い情報と、そういうものをミックスしてやはりそれぞれの地域で提供すべきではないかというふうには考へております。

○中井委員 この法案を見たり、それから審議の中身を聞いておきますと、結局、NHKが第三者利用の会社と契約をなさる、しかしNHKの御性格や何やらから判断をして、また、出資の対象をを広げるという法案改正を含めて考へたときに、その別会社というものは、法人というものは、NHKが出資をする会社、これが一番いいんじゃないか、こういうふうには理解してよろしゅうございませうか。

○中塚参考人 今度の法律の改正で、NHKの設備を使用して文字多重をやる第三者、そういう者にNHKの施設を貸すことが出来る、そういう道が開かれるわけでございます。その場合に、たびたび申し上げておりますように、そういう第三者というのは、NHKの基本的な性格、使命、それから番組の編集の基本方針というものを十分理解して放送を行つてもらう必要がある、そういう第三者であるべきであるという考へ方からいたしますと、その法人に対してNHKが影響力を持つ、そこに投資をしてNHKの影響がそこへ及ぶ、そういう法人であることが望ましい、それでこの出資の条項についての改正も同時に行われているということであるというふうにはわれわれは考へております。

○中井委員 これもまたきのうの質問の中で議論があつたところでありますが、そういたしますと、第三者利用の多分NHKが出資をするであろう法人は、その経営基盤としてコマースシャルを取り入れていく以外にないと思ひます。また、このコマースシャルをNHKのチャンネルイメージを損なわないような形で、たとえば地方公共団体とか国といったもののお知らせ的なものをコマースシャルとして扱つていく、それだけではどうも足りない、したがつてどうしてもコマースシャルを思い切つて取り入れていく以外にない、私はこの法案や審議を聞かしていただいて判断をしていくわけでありませうか。

○中井委員 この法案を見たり、それから審議の中身を聞いておきますと、結局、NHKが第三者利用の会社と契約をなさる、しかしNHKの御性格や何やらから判断をして、また、出資の対象をを広げるという法案改正を含めて考へたときに、その別会社というものは、法人というものは、NHKが出資をする会社、これが一番いいんじゃないか、こういうふうには理解してよろしゅうございませうか。

○中井委員 この法案を見たり、それから審議の中身を聞いておきますと、結局、NHKが第三者利用の会社と契約をなさる、しかしNHKの御性格や何やらから判断をして、また、出資の対象をを広げるという法案改正を含めて考へたときに、その別会社というものは、法人というものは、NHKが出資をする会社、これが一番いいんじゃないか、こういうふうには理解してよろしゅうございませうか。

のあり方といったものを考へたときに、この文字多重をスタートすることによって思ひ切つてコマースシャルをやつていくということは大変いいんじゃないか、おもしろいんじゃないか、こんなふうには実は私は考へておられるわけでありませうか。大体そういうふうな理解の仕方をしてながらこの議論をしていくわけでありませうか、それでよろしゅうございませうか。

○坂本参考人 その点は、正直言つて非常に重要なポイントにわれわれも受けとめておるわけでございます。第三者に利用させるといつて収入の問題を全く何も考へないでやるといふわけにいきませんから、それではいま先生のおっしゃるような告知によつて収入を得るといふことに当然なるであらう。それが無制限な形になれば、収入の面では確保されるかもしれませぬけれども、それがNHKのチャンネルから出てくるということになりますと、冒頭申し上げましたNHKのチャンネルイメージあるいはNHKの従来のあり方等に非常に疑問を感じるというふうなことになるかと思ひます。場合によれば、それが受信料制度そのものに、本来の総合テレビその他の受信料制度そのものに国民の御理解がね返らないものでもない。放送法は、先生に申し上げるのは釈迦に説法ですが、けれども、受信料制度によつて支えられるNHKと、広告収入によつて経営する民放という、二つの大きなシステムで支えられている中で、NHKが両方にまたがるといふことは、ある意味ではかなり重要なポイントになるのじやなからうかというふうには思つておられます。その点が一番大事な点だらう。しかし、何といつても基本的にはNHKのチャンネルイメージなり何なりを損なわない、われわれとすればそこに問題の中心を置くべきであらうといふことではございませうか、いまだういふ形で広告収入を得たいのかということとを真剣に検討しているといふことで、御理解賜りたいと思ひます。

○中井委員 これまた先ほどの鈴木先生の御質疑にもあつたわけでありませうか、今回の法改正で、NHKが第三者利用の会社に賃貸をする場合に両院の同意が要らない、こうなつておられるわけでありませうか。そうしますと、私は、先ほど申し上げましたように、またいま会長から御答弁をいただきまして、この改正で文字多重をやる、第三者利用の道を開くことによつて、NHKの基本的な性格に係るコマースシャルの問題、ずいぶん重要な問題が出てくるわけでありませうか。

NHKの長期ビジョンの答申の中にも、NHKというものは国民を代表する国会によつてつくられたものだと思ひます。その国会において審議されることなしに契約等が完了するあるいは新しい方向へ行くといふこと自体、私は大変おかしなことではないかといふふうには考へます。NHKがこの文字多重を始めることによつてお選びにならうとしておられるものについては、私は賛成なんです。しかし、その過程で審議がでない、その決定について国会が審議がでない、大変おかしなものになるんじゃないか。局長は先ほど、現在審議をしておられるのだ、こういうお話がございまして、それはこれから考へますとか仮定だとかそういう形でやればいゝわけでありませうか、そのところは僕はどうも納得できないものがあるのです、いかがお考へですか。

○田中（寛）政府委員 国会の両議院の同意を要しないと申しますが、この限りでないという形になるわけですが、それは私も私もといたしましては、先ほど申し上げましたけれども、事業計画の中で御審議いただけるわけではございませうか。どういふ考へ方のもとにおいて郵政省が省令なしに方針とかいう形で第三者との契約その他を妥当と認めるか、この辺につきましましては、省令制定段階におきましてもいろいろ関係者等の御意見も徴する形にならうかと思つておられますし、その辺につきましましての郵政大臣の恣意といふことは十分排除できる、十分皆様方の御意見を反映しながらあるべき姿といふものは出ていくであらう。た

だ、非常に先取りといえますか、実際問題としています。こういうことについて枠をはめようとする場合ですと、こういうことについての手当てができていないかと思えますけれども、御説明申し上げましたように何とか早くこの技術の成果を還元したい。そのためには、一つの考え方としては実用化試験局というふうなものもあるわけですが、多量の性格を考へてみますと、特に第三者という点になりますと、その辺の考え方ともかく決めておきますと、第三者がどうなるのか、自分自身でやる分には、すでに免許を得ている事業者が自分の分にはそういうことも言えるかと思えますけれども、新しい第三の事業者というものを前提におきますので、どうしてもこういう手法をとらざるを得ない。それが早急に希望している向きにこたえるやり方である、このように理解しておるわけでございます。

○中井委員 僕は頭が悪いのかもしれないが、どうもちょっとびんこない面があるわけでありませう。僕はこれは本当にNHKのあり方について大変なことだと思つてあります。NHKが出資をする別会社が文字多重をやつて、そしてそれがコーシャルをとれる、またそのコーシャルで経営基盤をやつていかざるを得ない、こういうことになると思つてあります。そうしますと、見ていられる方から見れば、NHKがコーシャルをとつておるといふ認識を持つわけでありませう。また、逆に言えば、たとえばその第三者の会社もNHKがある程度の株を出資をする、しかし残りの株をNHKはこれまたこれから出資できるであらう、あるいはまた、きのう畑先生、西村先生から、出資をすべきだ、こう言われた関連十何社の会社に全部持たせて、全くNHKの子会社という形でその第三者会社を経営しようと思つたらできるわけでありませう。そういう形になったときに、これは世

間はこのコーシャルというのはNHKがやつておる、こういうふうになると思つてあります。私自身は、文字多重でどんなコーシャルをとればよい、民放のコーシャルとの、経営基盤の関係もあるでしょう、やればよいと思つて、これから若い世代がどんな中心になつていく、そうしたときに、それらの世代の人たちは、初め放送においてあるいはテレビにおいてNHKしかなくて、受信料を取つてやつてきたんだということを知らせませんから、もうテレビやラジオにコーシャルがあるのはあたりまえだと思つて育つてきた世代がいつぱいおられますから、これからは先取りという意味ではいいかもしれませんが、現在のNHKに対する国民の感覚からいけば大変な議論になつてくる、このように思つてあります。

この後、利用計画等御承認をいただく、こういう話でありましたけれども、それはすでにその契約を終えてやつてきた場合の話であらうかと私は思つてあります。

したがつて、第三者利用の会社と契約をする、こういう形でやるんだという場合に、やはり事前に国会において十分な審議ができる、あるいは議論をできるということとをぜひお考えをいただきたいと思つてあります。電波局長、もう一度御答弁をお願いいたします。

○田中(眞)政府委員 具体的にこれを施行されるということになりましたときにどういうことになるだろうかということでございますが、結局、設備の貸与、譲渡に当たりまして、現在のところ、非常にきつちりと申しますか厳格に書いてあるわけでございますが、多重をやる、第三者が利用して、たとえばある地方におきまして第三者ができましてそちらに契約させる、そういういたしましたときに、いまの規定では、そのある地方といたしましたときに、それぞれの設備を全部あげるといいますか、ある県一つとりまして、NHKの場合、中継局でも百数十局あるわけでございます。それを多重いたしますときに、全部の機械を使う形になるわけでございますが、現在のところの規

定につきましては、その百十局なら百十局ある県にある、そうした場合に、それを全部、いまのところそのまま解釈いたしますと御審議いただかなければいけないのじゃないか、こういうふうな思つておられますけれども、その辺のことが、仮にある年度におきまして、四国なら四国、愛媛なら愛媛というところにおきまして多重を始めるということとがNHKの事業計画の中に出ておれば、その会社はどのような会社なんだというふうなことは、またNHKといたしましても、年度のうちにこういうところを計画していただきますと、ある種の第三者というものができておつてはば契約に近い形になつてないかと計画として出せないと私思つておられます、そういう性質の第三者と契約しようとしております、それはどういふものなんだ、新聞社はどこか入つていふのか、あるいはNHKは何%出資するのか、あるいはここにこういうものが参入しようとしていふけれども、それはどういふ個人でありどういふ団体なりか何なのかということとは、その事業計画の中で十分御審議いただけるのではないだろうか、このように考えておるわけでございます。

そうして、そうしたことが説明された後で、ある時点におきまして、まあ通常三月までに御審議いただくわけですね、五月になりあるいは六月になる、場合によつては少し詰りが遅くなつて十月ごろ郵政大臣の方に出てくるかもしれません。そのときに、一つ一つ両議院の御了承を得なければいけないといいたしますと、国会が開かれていないというふうなこともあり得る。その辺を配慮した意向でございまして、先生方の御審議を軽視するといふか、そういうふうなつもりは決してないわけでございます、あくまでも国会の御審議を得たものについて、その年度において郵政大臣が個々の設備の貸与、譲渡等についての行為をお任せいただきます、こういう趣旨だと私は理解いたしておるわけでございます。

○中井委員 時間がありませんので、一応御答弁

を了解して、次へ進ませていただきます。

NHK以外の民放の第三者利用ということに關しても、いまNHKがお考えになつていふような形とはほぼ同じような形で契約といふものが行われる、こういうふうな理解をしていいわけですね。すなわち、第三者利用の会社にとりて既存の施設を貸放送会社が出資をしていく、そういうことになるであらう、こういう形で理解をしていいの、それとも、全く既存の放送事業者が資本を出してない別の会社と契約といふもの、そういったものを認めていく御方針なのか、どちらでございますか。

○田中(眞)政府委員 すでに免許を得ております一般放送事業者が、どういふ形の文字多重放送会社、第三者に対して、どのような形になるかといふこととをございませうけれども、この多重の実態面を採つてみますと、どうしても、すでにある放送事業者の設備を借りなくてはいかぬという技術的制約があり、そういう観点からいたしまして、既設の放送事業者と契約をした者、それが私ども郵政省の方に多重放送事業者として申請をしてまいら、こういうことになりましたので、性格上すでに免許を得ております放送事業者の意向というものが大きく働くといふことは、これはどうしても無視できないと思つてあります。ただ、その放送事業者が自分ができるという形を出すか、いやその辺はもう別にできた手段なので任せるよ、契約内容さえ、条件さえよければいいんだと、その辺もある程度自由にならうかと思つてありますが、私どもといたしましては、こうした趣旨で第三者利用、物理的にはその設備を使わなくてはならないのだけれども、あえて第三者に道を開こうとする意図は、やはり既設事業者のマスメディアの集中を排除といひますか、より多くの情報提供者といひますか、マスコミに参入する方々を広く求めたい、こういう趣旨でございませうので、おのずから制限があるといふ二面がございませう。

したがらうとして、既設の放送事業者がその新しい会社に出資をするという、ある程度自分のとこ

るでやりたいという形の中には、まあ適当な比率というもので、昨日も実は御高承のとおり三〇％という数字でもまじったけれども、そんなような形、あるいは新聞社というものがお入りになるという意向を表明されたとしても、やはりその辺も適当な比率というものがあつて得るのではないだろうか、このように考えておる次第でございます。

○中井委員 いま御答弁で、放送施設を貸すということ、どうしてもそれが既存の放送事業者が入らざるを得ない、こういう話でしたけれども、私はもう一つ別の観点があると思うのです。

それは、たとえば全く別会社なら別会社にやらす、こうしたときに、民放の現在行われておる放送を見ておつて、コマースシャルになつたら国民は文字多重に変えちゃうと僕は思うのです。そうすると、表の一般放送のコマースシャルの価値というものが非常に下がってくる。そういうものをチェックし、そして民放会社のコマースシャルというものが価値をなくさない、あるいは料金というものが減らないという形にしようと思えば、その会社が契約をするわけですから、どうしても関与する形が出てくるを得ない。持ち株の比率を制限する、そういう形での行政指導なり何なりをおやりになる、こういうことであります。株で指導したつて、たとえば二〇％なら二〇％、三〇％なら三〇％としたつて、ほかの株主をそれ以下に抑え込んでしまえばやはり一番影響力を持つ、こういうことであろうかと思うのです。それはそれで一つのやり方ではありますが、そうした場合に、余りにも既存のテレビ局というものが集中という形になりはしないか、そのことを実は心配するわけでもあります。

テレビのチャンネルに関してのいろいろな争い、あるいは醜い話等を私も往々耳にするわけがあります。そういったことに関連して、郵政省は、これから出てくるであろう契約の計画等に対して、どう対処されようとするのか。基本的なところをお聞かせをいただきたいと思ひます。

○田中(眞)政府委員 まさに先生がただいまお聞

きになりました観点から、私もどなたししましては第三者に開放しよう、逆にそれをやらないうと、物理的にすでに設備を持っているところがやらざるを得ないわけですね。したがって、第三者を認める、そしてそれを実効あらしめようということかと思ひます。

いまちよつと御質問にはなかつたのですけれども、先生がおつしやられました、ちよつとコマースシャルの時間になつたときにそちらの方のボタンを押す、そういうようなことは、私もでもやはりあり得るなというようなことは話題になりました。そうすると、やはりその辺、お互いに同じコマースシャルに財源を求めるといふことになりまして、ちよつと現時点でもある程度、あれは協定じゃないと思ひますけれども、民放各社も、やはり三十分なり十五分なりのところはどこをひねつてみてもコマースシャルになつてゐる、そういうようなことがございまして、やはりお互いの立場を尊重するといふことになりまして、本来の放送事業者と、多重を乗せた方とも、同じようにその時間にコマースシャルにするといふようなことがあり得るかもしれない、協調の問題だといふふう

に思つておるわけでございます。

○中井委員 重ねてお尋ねをいたしますが、大変な技術革新によつて、私も小さいころには夢のように考へておつたいろいろなものが実現をしてくるわけでありまして、これからのいろいろな形でマスメディアの媒体といふものがたくさん出てくると思ひます。そういうものを郵政省が許可をしたり免許を与えたりしながら整理をしていく、それはそれでいいわけでありまして、そういういつたときに、マスコミの集中排除という問題と、それから既存の郵政省が免許をお与えになつたいろいろな機関、それらの経営基盤、こういったものとのどういふふうなバランスをとつていくとされるのか、私は大変むずかしい問題ではないかと思ひます。

この文字多重一つをとりましても、現在は二つのチャンネルといふことでおやりになるけれども、まだまだあつてゐるチャンネルがあつて、これに新しい免許を与えていく。大変なことだと思ひます。そういったものをどういふふうな整理をしていくとされるのか。特に免許をお与えになつたいろいろなマスメディアの経営基盤といふものを、郵政省は新しい免許を与えるときにどういふふうな考慮されるのか。いや、それは免許を与えただけで、経営努力はそつちでやるのだ、こういうことであるのか。そういったところの基本的なお考えを、ひとつ最後に大臣から御答弁をいただきたい、このように思ひます。

○田中(眞)政府委員 申しわけございませんけれども、ちよつと……

先生大変むずかしい御質問でございます。私も結局、財源と申しますか、コマースシャル、そういったものが日本全体でどういふ経済成長のもとにどういふ線を引つ張つていくのかといふようなことも関係がありますし、また、放送事業者の場合、一般にある限定された地域を基盤にし、マーケットにいたしまして、実際に営業をしておるわけでございます。先生ちよつとおつしやいましたように、郵政省としては、その辺はそれぞれの各事業者の御努力を期待するばかりだ、そういう面が非常にございまして、ただ、しかしながら、すでに私もやつてまいりましたテレビの各地域におきまして置局をだんだんに置いてきておる考え、これは当然地方の方も中央の方もできるだけ情報の格差をなくすべきだといふ台本はあるわけでございますけれども、それは言いながら、やはり現実には大抵のところは、一般的に言いますと、各県域二局でございまして、その辺についてだんだんに近づけておる。その際に、すでにいろいろな経営基盤といふものも考へておりますし、その地方におきましてコマースシャルの打ち方といふようなことを考へておるわけですが、つまり、一定の尺度といふものは、過去におきます成長度その他黒字の度合いといふようなものを考へながら、徐々に、普及といひますか、国民の要望にこたえていつてゐる、このようなことでござい

ます。ただ、それで満点かということになりますと、いささかそう言えない面もあることは考へますけれども、かなりの程度においては、いまのところ百十八社ございますけれども、それなりのことを考へながらうまくやつていつてゐるというふうな御評価いただければ大変ありがたい。ただ、基本的に、新しいマスメディアの開業がありましたときに、それを還元するののも一つ大きな責務でございますので、先生御指摘のようなことも考へながら、徐々に実現に向けていきたい、このように考へておる次第でございます。

○中井委員 時間ですので、最後に要望だけしておきます。

文字多重が出ることによつて新しいメディアが誕生する。その中で、NHKにおいても既存の民放放送事業者においても、第三者利用といふものの道が開ける。そして、その中に資本参加をするといふことで、新しいメディアといふもののメディアとがうまく共存共栄できるようなことを考へていつていつしやる。しかし、振り返つて考へてみますと、テレビとラジオといふことに関しまして、なかなかラジオなんかにおいても押されつぱなしで経営の苦しいところもある。ラジオにおいては、テレビを兼ねてやつておるところもあれば、ラジオ単独でやつておるところもある。そういう形で郵政省の行政を見ておると、ときどき混乱をされてゐるのではないかなという感じが否めないわけでありまして、国民にとつても大切なマスメディアをどういふ形で整理していくか、そのところをひとつ十分お考へをいただいて行政をおやりをいただきたい、このことを御要望いたします。

○水野委員長 これにて中井治君の質疑は終了いたしました。

午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時二分休憩

午後一時五分開議

○水野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

放送法等の一部を改正する法律案及び電波法の一部を改正する法律案の両案を議題とし、質疑を続行いたします。村上弘君。

○村上(弘)委員 最初に、文字多重への関心度と法改正の關係についてお聞きしたいと思います。

八〇年代はニューメディアの時代、こう言われておりますし、文字多重もそのうちの一つだろうと思うのです。今回の法改正が、文字多重を実現化するために備えるということにその主眼の一つがあると思うのですが、しかし、国民一般の関心度は大変低いのではないかと、法改正は大変手取り早い。前回私はここで、都市難視聴解消の制度化、立法化をやるべきじゃないかと郵政大臣に要望したわけですが、ここの方はとんと進まない。しかし、文字多重に備える法改正の方は大変手回し早いという印象を受けてくるわけですね。もちろん、文字多重の放送それ自体は、たとえ聴力障害者の方々が切実な願いを持っておるといことはよく承知しておりますし、先般も同僚の藤原委員もこの委員会に取り上げました。全日本聾啞連盟からもたびたび請願が出されております。しかし、全体としては文字多重の知名度や関心度は大変低いのではないかと思います、その状況について掌握しておられたら、お聞きしておきたいと思えます。

〔委員長退席、畑委員長代理着席〕
○田中(眞)政府委員 私どもの方に、放送多様化の調査研究會議というのがございましたわけですが、これも、この中での検討資料といたしまして、アンケート調査を甲府市と東京二三区で行っております。その資料を御紹介申し上げたいと思えますけれども、文字多重放送についての関心度は、甲府では三三・五％、東京では二一・七％というふうになっており、知名度でございますけれども、甲府では一三・五％、東京では二・九％、こういう形になっております。

○村上(弘)委員 甲府で三三・五％と言われましてけれども、中身を見ると、実用化されたらアダプターを購入したいというのは、甲府で五・五％、東京で三・三％、こういう状態なんですね。しばらく様子を見てからというのが、甲府で二八・〇、東京が一八・四、こういうわけで、いまその両方足した数字を言われたように思うのですが、いずれにしろ大変低いと思うのです。

私は、障害者の方々の要望にはすぐこたえるべきだと思っております。しかし、それは実験放送で対応できるわけですから、障害者の方々のためにも実験放送は行うべきである、そう思うのです。しかしながら、法改正とかルーラル化の問題については、そういう実験放送などを行ってよく浸透した段階で、その状況もよくつかんだ上でルーラル化というようなことが日程に上ってくるのではないかと、こういうふうに思うわけです。

ただ、私、勘ぐりかもしれませんが、いま文字多重の実用化を一番強く要求しておるのは、実は電子機械工業会などのメーカーサイドではなからうか、こう思うのです。五十一一年ごろからカラーテレビの出荷台数などが大変低迷しておりました。しかし、音声多重型のおかげで五十五年は過去最高の出荷、六百八十五万台を記録しておりますが、その裏には、これは電子機械工業会の言い方ですが、多重放送は業界活性化の起爆剤、そう言つて、業界ぐるみの運動を展開してきたと思うわけです。ある意味では、まさにメーカー主導、視聴者不在の文字多重化ではないのか。これは音声多重のころも文字多重問題を控えたまま、そういう点では変わりがないのではないかと。

ですから、実験や研究をもっとやって、そして、先ほども言われた調査研究會議の報告書やいままでの音声多重の実験結果なども含めて広く議論を起こして、問題点も明らかにして、その上でルーラルの問題や法改正の問題をやっても決して遅くはないのではないかと。まるでどこか密室で用意しておいて突如出してきたという印象を一般の人は受けておるのじゃないかと思えますが、なぜそのように法改正を急ぐのか、この点をお聞きしたいと思ふのです。

○田中(眞)政府委員 文字多重放送についても、これを普及する手段としてステップがあるだろう、音声多重放送を現に実用化試験局でやっているじゃないかというように何かと思ひますけれども、実用化試験局というのは、実用に移す目的で試験的に開設するものでございまして、それは当然そのままで実用化を予定するという形になるわけでございます。ただ、音声多重の場合、乗せられる番組というのはいまのところ一種類である。ところが、文字多重の場合にはいろいろな形の番組が送れるということ、第三者利用というのが非常に表面に出てまいったわけでございます。そうすると、従来とかなり違った対応、つまり従来の事業者そのものも、補充利用等も含めまして独立利用を考えてよろしいわけですね。それ、いま一つ第三者利用という形態が十分考えられる。そうすると、将来のあり方といえますが、法によりましてつきりとした規定がない不明確な段階におきまして、たとえば実用化試験局というふうなスタートを始めますと非常に混乱を来すというふうなことで、文字多重放送には第三者ということで新しい放送事業者も出てくる。そうすると、実施する以上はどうしても法改正が急がれるというふうなことでございます。

〔畑委員長代理退席、委員長着席〕
また、先生もおっしゃいましたように、耳の不自由な方の要望を考えまして、ともかく急ぐべきである。先ほど出ました放送多様化會議におきましても議論されているわけですが、実験として、ましては、むしろその報告書が出るのを待ちかねたような形で、非常に急いで私も御提案申し上げているというところでございまして。

○村上(弘)委員 いろいろ言われましたけれども、なぜ法改正を急ぐのかというポイントがどうもよくのみに込めませんでした。障害者の方々の要望にこたえるべきはもちろんなんです。だから、実験放送をやるということは必要だと思ふのです。

ね。だけれども、それは必ずしも法改正を必要としないし、第三者利用の問題やいろいろな問題があることは明白なんです。であればこそ、その内容がいかにあるべきかということに深く検討することが必要であらうと思うのです。そこで、私は、もっとよく研究し検討する必要があると思ふ点を幾つか個別に聞いていきたいと思ふのです。

まず第一は、文字多重放送の伝送方式の問題です。どういった伝送方式を採用するかということによって、いま言われた実施主体、第三者利用の問題や放送内容の面でも非常に大きな違いが出てくると思うのです。ニューメディアそれ自体がつまり新しい技術であり、それが新しい対応を求めてきておるわけですから、伝送方式の技術にどういふものを採用するかということは、まさにそれへの対応の形も変わってくるということになるのは当然だと思ふのです。

いま、市民ラジオは免許を必要としない法改正が出されておる。これも一つの、社会的と同時に技術上の発展というものがあろうと思うのです。ですから、この文字多重の伝送方式はどの方式を採用するかということ自体は、改正される法案の体系や内容に非常に大きく影響するだろうと思うのです。

現在パターン方式やコード方式、あるいは両方式併用のハイブリッド方式などが研究されておるようですが、それぞれの方式の特質や内容、これは後で聞きますが、どの方式でやるのかということについて、まだ決めていないらしい回答があつたようですが、決めておるかどうか。それはどういふ手順でいつごろ決めるつもりなのか、お聞かせ願いたいと思ひます。

○田中(眞)政府委員 ただいま御提案して御審議いたしております法案の中におきましては、文字多重あるいは音声多重についての道を開くという形で、いま先生が申されました文字多重の、パターン方式でいくのかコード方式でいくのかは決めた形で出しております。しかしながら、始め

る以上、当然方式というものを決めなければ実施はできないわけでございます。私どももいたしましては、現時点におきまして、五十六年三月の電波技術審議会におきまして、パターン方式につきましては答申をいただいておりますわけでございます。電波技術審議会方式という形で御答申をいただいております。また、コード方式についても、非常に特色があるということで、並行いたしまして昭和五十五年度から電波技術審議会の場におきましてコード方式についての審議も続行されておるわけでございます。その辺につきましましての御審議を急いでいただいております、こういうことでございます。

いずれにいたしましても、そういう形で、コード方式につきましては三年程度はかかる、こういうのが実情でございますので、私どももいたしましては、この法案を通過していただきましてならば、諸準備を進めまして、法案のほかに、番組をつくる側の準備、あるいはメーカーの側の準備等々もございまして、早ければ一年ないし二年程度でスタートしたい。そうすると、その時点においては、まだコード方式は三年かかるといふことではございますので、実態としてはパターン方式で先行する、こういう形になるわけでございます。そういった場合に、少し先回りした御返事になるかもしれませんが、たまたま、コード方式の特色というものをどうするかというところになるかと思いますが、たまたま御審議でも出てまいりましたように、私どももいたしましては、簡単に言えば、パターンとコードの両方の併存方式というものを前提にしておる、そうして、先行して投資したパターン方式を買った方々に御損のないような基準が決められるはずだ、そういう形で電波技術審議会の諸先生方にもお願いしておる、こういうことでございます。

○村上(弘)委員　とりあえずパターンでスタートする、そして三年くらいたったらコードに切りかえていくことになるらしい答弁をいま承ったわけですね。これはいろいろな問題を含ん

でおると思うのです。

まず、切りかえていくということになれば、先回りして答弁されたけれども、視聴者の方から見れば新たな負担をなくちゃならぬわけですね、メーカーの側は二重もうけになるかもしれない。こういう問題がまず出てくると思うのです。

それとあわせて、私、非常に重大だと思うのは、新しいメディアというものを考える場合、全体としては電波の利用の可能性が非常に広がっていくんだ。したがって、電波に対する規制という側面は緩められていくという傾向になってくる。これは外国でもそうで、デイスレギュレーションという言葉が共通して言われているように、規制緩和というのが時の流れになっていくと思うのです。しかし、パターンでいくかコードでいくかによって、利用の可能性の範囲というものに相当の開きがある。ですから、この内容は方式によって相当左右されてくるということが言えると思うのです。ですから、パターンとコードの違いというものをよく吟味する必要があると思うのです。私はそういう点では素人でありまうけれども、パターンでは一日、ワンホライズンですが、それで十番組活用できる。コード方式では一日でその十倍、百番組が可能である、こういうふうな聞きわけですね。ハイブリッド方式を考慮しない場合に、この二つの方式の一番の違いは、一方は十番組、他方はその十倍の百番組利用の可能性の違いがある、こう言っていると思うのですが、その点はどうですか。

○田中(眞)政府委員　ちよつと補足させていただきますが、先ほど私パターンで導入してコード方式に切りかえていくと申したのでしたら、ちよつと訂正させていただきます。パターンで始めまして、それにコンバーティビリティを持つた形でコード方式が導入できる。その時点及びその後におきましては両存するわけでございます。したがって、従来それまでにすでにやったパターン方式というものがあつたというし

ますと、それがむだになるわけではない、このように御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、いまパターンとコードの特色でございますけれども、確かに、パターン方式に比べましてコード方式は、情報量としては五ないし十倍の量になるというふうな言われております。ただ、もうちよつと申させていただきますと、パターン方式は、何度も申しますように、漢字等非常に多種あるいは複雑な文字や精細な図形を容易に伝送できる、そして雑音等の影響も少ない、それから受信側の処理が非常に容易でございます。比較的に安いディジタルメモリーと申しますか、そうしたことが利用できるといふことで、象形文字を使つておられますが国などにとりましては非常にいいんじゃないか、このように考えておるわけでございます。

コードでございませうけれども、パターン方式に比べて五ないし十倍の情報量を送れるということも言われておるわけですが、やはり最近でも、ビル陰障害とかあるいは反射障害というふうなものが出てきますと、受信条件のよくない地域では文字誤りが発生しやすい。非常に基本的にはいいんです、誤つていくかもしれないという予測を与えるのじゃなくて、全然予測できないような誤報を与えるということ、聞きますと、イギリス等々におきまして、こうした問題で非常に誤りが多い。誤りが多いとなると、それを修正するためにダブルチェックが必要になるわけですね。そうすると、いま言われておる五ないし十倍というのは、誤りを訂正するために情報量食うというふうなこと、必ずしも五ないし十倍になるとは限らないというふうにも言われておるわけでございます。それから、当初の導入に当たっては、受信側の文字発生器というもので、パターンに比べますとかなり額の高い受信端末といふんです、そういうものが必要であるだろう。

いずれにいたしましても、パターンとコード方式と両方相まったハイブリッド方式と申します

か、そうした形での導入を考えているわけですが、そうしたことが不可能であるならば、電波技術審議会は数百名の方々が御参加いただいております権威のある審議会でございます。そこにはいろいろな立場の方が入つておるわけでございます。そういう場において公正に十分審議されるべきである。当然技術者といへども、先ほど申しましたように、早く導入して損失を与えるというふうなことがいいわけがない、そういう算段を十分なさる方々がおいでになるので、私どもとしましては、技術的な問題につきましては電波技術審議会のそうした場において御審議をお願いしてまいりたい、このように考えておる次第でございます。

○村上(弘)委員　局長は、パターンのメリットとコードのデメリットをそれぞれクロズアップして、ある意味では、誇張とは言えぬかもしれぬが、強調されたように思ふのですけれども、しかし、先ほどの答弁では、コード方式は三年もすれば一つの技術上の結論も出せる、解決も可能である、こう言っているわけですね。しかも方式決定が二年ぐらいうちだと。わずか一年の違いでなぜそんなに一方の側からスタートするのか。しかも、いま半導体の技術力が相当進んでいつているわけで、その間にパターンのアダプターその他がそのままで両用できるようになつてくるのかどうかわかりませんが、もつと違ったものになる可能性も相当出てくるわけで、買いかえの不安というふうなものは決して国民は捨てないだろうと思ふますね。いろいろな問題があると思ふのです。

そこで、私は、このパターンに比べて十倍の番組組というか、別の言葉で言えばチャンネルと言つてもいいと思うのですが、その可能性を持つておるこのパターンとコードとの比較が、実際にはどういう違いを生んでくるかということについて聞いてみたいと思ふのですが、現在東京ではNHKの総合と教育、それから日本テレビ、TBSテレビ、フジテレビ、テレビ朝日、テレビ東京、七局あるわけですね。各局が二十一日中当面二日ずつ

を文字多重に利用する、こういうことになつていくように、そう考へていいのかわかると、将来は各局何Hぐらゐまで利用していくことになるかと考へておられますか。

○田中(眞)政府委員 垂直線消去期間におきまゝ裏返しチャンネルの空きチャンネルを有効に使うといふことでございまして、局の運用のために使つてゐる部分を減らしまして、現在のところ仰せのとおり二H、番号で申しますと第16Hと第21Hが文字多重放送に使ふといふことで、電波技術審議会の答申も得ておるわけでございまして、ただいまもう少し使える部分があるといふことで、10Hから15Hですから六つですね、六Hです。そうすると、いま使える二つの16Hと21Hを合わせまして八H分が文字多重放送のために使える期間と申しますか、そういうふうな考へております。

○村上(弘)委員 そうしますと、当面一局二Hとして、パターン方式の場合でいいますと一Hが十番組として、別の表現で言へば十チャンネル、この方がわかりやすいですから。そうしますと、一局で二Hですから二十チャンネル利用できるわけですね。そうすると、東京では百四十チャンネルの利用可能性があるわけですね。一チャンネル一社が第三者利用といふことになるかとすると、東京だけでも百四十社の利用可能性があるわけですね。ところで、実際には外国なんかではすでにそうらしいが、一チャンネルも時間利用、朝使うとか午後だけ使うとかいふようなこともあるわけですから、この第三者の参与の幅というのはいくらも広がらうと思ふのですが、技術的にはそういう可能性はあるといふことについてどうかといふこと、今度の改正案の補完利用の場合一体どういふことになるのかといふことですが、一局二H利用できる、そのうちの一Hは既設局が補完的に利用する、つまり十チャンネル分は既設局が補完的に利用するといふ考へなのかどうか、それはどうですか。

○田中(眞)政府委員 二つ御質問があつたと思ひ

ますけれども、十チャンネルといふような言い方をなさいましたけれども、十番組で一つのチャンネルといふんですか、テレビチャンネルで二十番組送れるわけで、東京の場合なら七局テレビ放送局がありまふわけなので、それへ掛けますと百四十といふような数字になるというのとはそのとおりだと思います。

それから、次に、一つのテレビに乗せまふ十番組と十番組、こういう形で二十番組あるうちの十番組、Hで分けるのがぐあいがよろしいので、一H分は放送をすてにやつておられます既設のテレビ放送事業者がお使いになる。それから、ただいまのところは何分にも二つのHですから、もう一つのHは、新しく参入する第三者と申しますか、多重放送事業者が一H分お使いになるのがいいんじゃないかといふふうな考へておる次第でござい

ます。ところで、本来使うものにつきましたは、これはやはり補完利用といふことになりまして、新しい事業者はそれをやつてもらふといふことよりも、すでにやつておられます番組自体を補完し豊かにしあるいは字幕をつけるという形でございまして、当然既設の放送事業者にお願ひするののがよろう。その場合に、そうしたものに使う番組数といふのは、補完といふのは二つか三つであらう。そうしますと、あと七つないし八つの番組が残るわけですね。そうしたものについては放送事業者自身の工夫におきまして独立利用もお考へいただけたらどうか、このように考へておる次第でござい

ます。○村上(弘)委員 一Hは既設局が残つた分は第三者利用にさせてもよい、させるかさせぬかはしかし既設局の腹の中にかつておる、こういうことにもなると思ふのです。

さて、この問題は、コード方式の場合には非常に大きな意味を持つてくると思ふのです。一局二Hですから、一Hが百チャンネル、まあ百番組でもいいですが、百チャンネル、合計二百チャンネル利用可能なんです。そうすると、東京でい

くと、七局ですから千四百チャンネル、別の言葉でいけば千四百社の参入の可能性があるので、ね。それでいくと、先ほどの将来展望から言へば八Hまでは利用可能性があるんだ、こういうわけでしょう。そうしますと、将来のことも考えますと、東京では七局で八Hまで使うとするならば五十六Hが利用可能であつて、合計五千六百番組もしくは五千六百チャンネルの大変大きな利用可能性が出てくるわけですね。五千六百社と云つてもいいのです。これはもう電波放送界の姿が大きく変わつていく、技術の進展そのものがそういう状況をつくり出す、こういうことが言えると思ふので

すね。電波は万人の共有財産である、これが戦後の電波法の基本概念、つまり万人の電波利用の自由といふことをうたつてきたと思ふのです。それを基に据えた。しかし、これはいまやもう単なる理念ではなくて、実際に万人利用の可能性が開けてきておる、こういうことも言えると思ふのです。ね。そういう将来展望を考えると、いまの法改正の概念、考へ方では、全くはみ出してしまふのじゃないか。それをまると、まあ半分は既設局に、これは八Hの場合は別としても相当の部分が既設局に補完利用、こういう関係になつてくると思ふのですが、そういう点に対応したものと

して出してくるのです。○田中(眞)政府委員 まず、番組という形で私お答へしてゐるわけですが、一Hにつきまして十番組程度といふものが送れる技術的能力があるそう

です。その内容を見てみますと、百二十文字程度のピラ、これを一番組と考えた場合に十枚ぐらゐのピラが入れられる、こういうことでござい

ます。まあ号外程度の、新聞にもいろいろ広告が入つておられますけれども、その程度の、八掛ける十五の百二十文字程度のピラが一Hについて十枚入り得る、こういうことを申し上げたわけでござい

ます。それから、次の、六Hの可能性というものも、技術的にはまあ可能性があるといふふう

に申し上げておる。○村上(弘)委員 既存局が相当のいわば占有の条件を持つといふことには変わりないと思ひますし、それから、技術的には相当広範な利用の可能性が開けてくるといふことも明白であるわけですね。そういう問題をパターンとコードの違いははらんでおるにもかかわらず、パターンでスタートするといふことはどうも理解しがたい。

TBSの「調査情報」の三月号を見ますと、NHKや民放や学者などが座談会をやつておる。その中で、フランスの例を挙げて、フランスのテレビの方式を最初PAL方式でスタートしたけれども、SECAM方式が決まつてからPAL方式を続けなければならぬといふむだがあつたといふようなことも紹介されておるが、技術上のこういう大きな違いは、繰返し言

います、利用者にとってはむだを生み、さらには実際の利用の可能性の問題では非常に大きな違いを生み出してくる。にもかかわらず、パターンでスタートするという点は、どうも理解しがたいということをお願いいたわけのです。

その点、もっとコード方式の利用の可能性の技術的な詰めをやることを先行させるべきじゃないかと思いますが、どうですか。

○田中(眞)政府委員 先ほどから申し上げておりますように、コード方式、パターン方式、それぞれに特徴があるわけでございまして、すでにパターン方式の審議の途中におきましてもコード方式の長所というものは十分審議されたわけでございまして、私どももそれなりに早く御審議いただくようお願いしておるわけでございします。何もパターン方式についてだけ先に御審議をお願いしたいということではなくて、そのむずかしさがある、そういうことで、現在時点におきましてコード方式の表示方式あるいは符号誤り訂正方式については研究すべきである、そういう形で御審議いただいているわけで、早急な御審議をお願いして、どうでしょうかと聞いてみますと、二、三年という方と、三、四年、こういうふうな方がいらつしやるといふことでございします。私ども、できる限り早急に御結論をいただきたい、このように考えておる次第でございます。

○村上弘委員 二、三年が三、四年になったりしますが、NHKの技研などの話では、一、二年で結論が出し得るというふうな論もありますね。一説では五十八年度とか科学万博に間に合わせるためとかアメリカ筋の動きとかいろいろあることも言われるわけですね。ですから、私は、繰り返し言いますが、将来に禍根を残すことのないような対応をやるべきだということを強く主張しておきたいと思うのです。

そこで、第二点の第三者利用の問題ですね。この側面からも、コード方式とパターン方式の両面とのかかわりも含めて聞いてみたいと思うのです。が、今回の改正案は、東京で当面少なくとも二H

でいったとしても、千四百番組あるいはチャンネルの利用の可能性があるわけですね。そうしますと、これを既存の放送局の枠の中に事実上閉じ込めるような法改正の考え方であつてはならぬといふことを強く思うわけですね。五十一年度の多重放送に関する調査研究報告では、多少とも電波利用の自由という考え方に立つて、放送設備の第三者への提供の義務づけという考えがあつたわけですね。そうして、その報告では、大体第三者利用の態様として、処分方式、強制契約方式、折衷方式の三つの方式が出されておりますが、今度の改正案の場合はこの三つの方式のどれに当たると考えたらいいますか。

○田中(眞)政府委員 五十一年度の多重放送に関する調査報告の御報告で、第三者利用の道を開くためには設備提供の義務づけ等の法的な問題がありまして、この点につきましてより実務的な観点からの検討を重ねるべきだといふような旨の御提言をいただいておりますが、そうした点を踏まえまして、私ども部内で実務的にいろいろ検討、議論を重ねまして、設備提供義務づけを設けるといふことにつきましては、設備を提供することになります既設のテレビジョン放送事業者の私有財産の制約といふことにもなるわけですし、また、そうして義務づけした場合に、もともと事業者と新しく多重放送事業者となつた方の考えが非常に違うといふような場合、チャンネルイメーヂを損なうといふようなこと、そういう問題も起こり得るというふうなことで、これはそれなりの技術的制約といふものをやはりどうしても無視することができない。そうすると、テレビジョン放送事業者と新しく多重放送事業者になる方が円滑にそれぞれの放送をやつていく、そういったしつとどうしても当事者に任せるといふわけですか、その間の契約という形が最も現実的であるといふような結論に達したわけでございます。先生すでに御存じのように、民間放送連盟、既設の放送事業者でございますが、そうした方々からも、設備の提供義務を負わせる、そういう考え方につきましては

は、強い反対の要望と申しますか、表現されてい

るわけでございます。

○村上弘委員 五十一年度の報告では、すき間の電波をすてに免許人である放送局が占有すること

を否定するといふ立場でやつたと思うのです。しかし、いまのお話でいきますと、結局は義務条

項はないといふことになるのかと思うわけですね。このことは、広範な第三者利用、非常に広範な

可能性に対して窓を大きく開くといふことには実

際上ならない、こういうふうな思ふわけですね。

時間がなから急がなければなりません、民

放労連からこの問題についての意見書が出されて

きています。郵政大臣のところにも出したとい

う話ですから、ごらんになっていと思ひますが、

その見解でも、第三者利用の点では逆に制限を加

えるものだといふ意見を述べておるわけですね。

○田中(眞)政府委員 現時点におきましてNHK

の出資できる範囲につきましては、宇宙開発事業

団、通信・放送衛星機構及び有線テレビジョン放

送施設者といふような形で限定的に挙げておるわ

けでございますが、NHKがよつて立つ基盤、公

共性、そういう立場から、また、第九条の第三項

に掲げております、協会はその性質上業務を行う

に当たりましては営利といふものを目的としては

ならない、そういう立場から限定的に挙げてきた

もの、そのように理解いたしております。

○村上弘委員 そういう精神で法定してきたわ

けですね。ところが、今度は法定制から外してい

こう、こういう方向が出てきたわけですね。これ

はなぜそう変わったのかを問ひたいわけですが、

これは、NHKの出資の問題が政令委任の方向に

変わったといふ問題とあわせて、設備の貸出しの

問題でも、従来の国会承認の原則を突き崩すこと

になると私は思ふのです。坂本会長自身も去年十

二月二日の記者会見で、五十一年度の多重放送調

査研究会報告書を引用されて、NHKの放送設備

は視聴者の受信料によつて形成されたものである

、NHKの使命達成の基礎となるものである、

こういう立場で第三者利用について慎重な検討が

望まれる、こう言つておるわけですね。この点は、

NHKの特質から来た一つの意見だと思ふのです

が、もう一つは、全国放送が容易にできるの第

二のNHK的存在がでるという問題も指摘してい

ますね。こういう問題について、郵政省は今度

の法案をまとめるに当たつてこういう意見をよく

組み入れてやつたかどうか、この点聞かしてく

さい。

○田中(眞)政府委員 NHKの置かれてい

る立場といふものにつきましては、先般御審議いた

だきました五十七年度のNHKの予算等の御審議に

おきましていろいろと御議論いただいたところで

ございます。それで、先ほど申しました出資対象

といふものを今回拡大しようといふ思ひを持てい

けれども、その意味は、NHKに活力を持てい

ただきたい、そしてNHK自身が持つておる技術なり番組組あるいはノウハウ等々で大いに活力を与えて十分に価値のあるものがあるということでございまして、その点自体は活力を与えるものでありまして、ただ、いわゆる営業本位に営利を目的としてはならぬという形はいつまでも厳としてあるわけでございます。

次に、今回の出資条項の修正等々について、私どももいたしましては、NHKから特定に、たとえば放送設備の賃貸規定につきましてこれを設けてほしいという形でのつきりとした要望を受けたいわけではございませんけれども、第三者に利用の道を開く場合には、NHKの公共性というものを理解し、その使命に支障を与えるような第三者に道を開くということは当然困難、十分配慮してもらいたい、その辺のお話は承っているということでございます。

○村上弘委員 この点について、NHK会長は、先ほど述べられておったような立場からいつて、今度の法改正をどのように受けとめておられますか。

○坂本参考人 いまここで先生方いろいろ御議論いたしておられますように、技術革新ということによって視聴者の多様な要望にこたえる、そういう観点から言えば、当然、われわれは経営者の一人としてそれらの技術革新に積極的にそれとして適正に対応していくべき使命があるであろう、そういう認識には立つておるつもりでございます。

しかし、反面、NHKという立場から言えば、またこれはいまいろいろと御議論いただいておりますように、公共放送としての立場、その立場において御要望すべきところは御要望しなければならぬのではないかとということで、長期ビジョン審議会等の御答申の中にも、この第三者利用については公共放送としてのNHKの立場から考えると必ずしも望ましいものではないと思う、しかし、いま前段申し上げました技術的な革新等に対応するという観点から仮にそれを導入するということになるれば、少なくとも、NHKの公共放送と

してのあり方あるいはそのチャネルイメージ等々を損なわないように配慮する必要があるだろうという御答申をいただいておりますので、われわれもいたしまして、そういう観点でこの法改正に当たっているという次第でございます。

○村上弘委員 必ずしも望ましいものではないというところが本音だろうと思うのですが、設備貸与が大臣の認可だけになるとか、あるいは出資対象先についての法定制緩和といいますが、そういうことは、長期ビジョン審議会の答申に出ております、NHKは国民のものであり、国会によって設立されたものである、こういう点から言えば、その基本原則は突き崩していく、一角を崩していくものではないかと言わざるを得ないと思うのです。ですから、NHKとしてもそういう点からもう一言すべきことを言うべきではないのかということをお聞きしたいと思うのです。

とにかく今度の法改正は、伝送方式の面から見ても、あるいは実施主体の面から見ても、あるいはNHKと国会とのかわりといえますか、こういう面から見ても、非常にたくさん問題をはらんでおるといえることが言えるし、それから、これだけの広範な利用可能性は、実際には既設局が使っていく、したがってその文字多重の内容もスポンサー関係のそういうものにばかりなっていく危険性も十分あると思うのです。将来は、キャブテンシステムと結合していけば、新聞放送などからなんだ、こういう問題も出てくると思うのです。そういう新しいメディア状況に対応していくスタートとしての今回の法改正の中身は、きわめて一面的で、しかも逆行する性格が濃厚だということこそ私は主張しておきたいと思ひますし、こういう問題については、もっと開かれた審議や検討を広範な層の参加によってやり直すべきではないかと思ひますが、この点で、郵政大臣どうですか。

○田中眞政府委員 こういう新しい技術革新の成果を広く門戸を開くべきだ、ところが、今回の第三者利用等を聞いてみて、もうそういう形にはな

ていないのではないかと、こういうようなおしかりでございすけれども、私どももいたしましては、これからの問題でございすけれども、つまり、いまから生まれようとするものについての道筋をつけようとしておるということでございまして、第三者として入ってくるいろいろな方につきましても可能性は十分あるし、またあつてほしい、そのように考えておるわけでございます。数えられると非常にたくさん情報量になるということでございすけれども、確かにそうも考えられますと同時に、また、毎日毎日非常に更新速度が早く番組提供しなければいけないわけであつて、それに十分こたえ得るか。これは放送でございすが、最近雑誌その他いわゆる情報量は非常に多いわけですから、価値があり、魅力があり、視聴者がつくだけの量になり得るかどうかが、その辺のことも含めまして、何とか適正と申しますかいい形で情報形態をつくり上げていきたいということ、繰り返しますけれども、私どもは大いに各界各層から御参加いただきまして第三者として協力していただきたい、このように考えておる次第でございす。

○村上弘委員 成り立つかどうか、やはりもうけということが頭からついて離れぬような、そういう前提がついて回っているような気がするのです。諸外国では必ずしもそれを営利的な側面だけからではなく、労働組合だとか各種の社会団体がどんなふうかということに参入して利用していく、こういう方向が進んでいす。新聞の場合だったら、何も政府が許可も認可もする必要がないので、成り立つかどうかはそれぞれの経営者とか各団体の責任でやっているわけであつて、そういう可能性をもつと考えるべきだし、そういう方向にの考え方にはどうですか。

○田中眞政府委員 私もそのように考えておるわけでございすけれども、ただ、番組ソース一つつくるにしてもやはりそれなりの経費はかかるということは無視するわけにはいかないと考える

わけでございす。その経費の出し方が、コマリシヤルによるか、株式によるか、あるいは団体が集まりまして拠金というような形になるか、いずれにしても経費はかかる。そして、現在の社会におきましては、経費をかけた形の情報が喜ばれ関心を持たれるということは無視するわけにはまいらない、このように思ふわけでございます。

○村上弘委員 やはり経費ということが、他のたとえば新聞を頭に置いてみた場合には全然前提が変わってくるという認識がないように思ふのです。それはそれぞれの事業主体なり団体なりが自分たちの責任でやればよいわけであつて、特に今度の文字多重はローカル的な放送の利点が多いわけですから、地方的にもつとつと窓を開いていくという考えが必要だと思ふのです。

そこで、次の問題に入つていきたいと思ひます。なるべく郵政大臣の目が覚めるように問うていきたいと思ひますが、放送事業者のあり方の問題、電波行政のあり方の問題について聞きます。ことは三年ごとの放送局の一斉再免許の年なんです。今回の再免許は百数十社、一万数千局にも及ぶと聞かれます。その上にまた新しい局がどんどん開局をしようとしておるわけですね。いま岡山その他で新たなテレビあるいはFM局の開局の申請がありますが、その競争の状況はどうなつていすでしょうか。

○田中眞政府委員 事務的な説明をさせていただきます。いま先生の御質問の件は、テレビ及びFMについてのチャネルプランを発表したところでまだ会社がきつていない地域がございすわけですが、その辺についての状況はどうか、こういうことかと思ひます。岡山地区でございすが、三百五十二件の申請がございす。名古屋地区百五件、神奈川地区、FMでございすけれども、二十五件の免許申請書がそれぞれ提出されておるわけでございす。こうした地区では地元におきまして関係者の協議が続けられておるわけでございまして、いましばらく時間がかかると言わざるを

得ないと思ひますけれども、私どももいたしましては、地元住民の要望に十分こたえるように、できる限り早く、しかも、チャンネルを發表いたしましたので、予備免許にこぎつけられ得るよう努力をしまひたい、そのように考へておる次第でございます。

○村上(弘)委員 何社申請してありますか。

○田中(眞)政府委員 いまの岡山地区については三百五十二社、名古屋については百五十三社、神奈川については二十五社でございますが、その他のものにつきましては、テレビで申し上げますと、チャンネルプランのあるところでは、茨城が八社、栃木が十四社という形で、徳島が百八十八社、佐賀につきましてはテレビのチャンネルプランが発表されておりますが一社もございません。それで、テレビのチャンネルプランを發表してないところにつきましては、ごくわずかでありますが出ておりますけれども、トータルで申請件数は六百七十六社、これが四月十四日現在のテレビの申請状況でございます。

○村上(弘)委員 いま岡山三百五十二社、大変な競願になっておるわけですが、なぜそんなにたくさん申請するんだらうということも聞きたいのですが、これは一口に言えば、やはりもうかる産業だということがあると思うのです。通信白書で見ますと、昭和三十一年と五十五年の比較では、国民総生産は二十四倍ですが、民間放送、テレビ・ラジオ収入は六十倍になっております。まさに高度成長産業ということが言えると思うわけです。結局のところ、免許を受けた電波を占有してそれを商品として販売するところから来る利益、そこに競願の基礎があるのだらうと考えられるわけです。しかしながら、これは普通の利益会社とは違ふわけで、国民の世論形成に非常に大きな影響を持つ事業であるわけですから、こういう競願に対して免許を与える際、あるいは再免許を行う際、公共性というものをしっかりと踏まえておく必要があると思ふわけです。そういう点でいささかも政治家あるいは企業などの癒着というやうなもの

のがあつてはならぬと思うのです。そういう点では、再免許だとかあるいは免許についてはいささかの疑惑も与えるやうなことがあつてはならぬ、そう思ひますが、郵政大臣、ひとつ目を覚ましてしっかりと答えていただきたいと思ひます。

○箕輪國務大臣 先生おっしゃるとおりであります。

○村上(弘)委員 いささかの疑惑も受けてはならぬということを言われておるわけですが、放送事業は不偏不党、公正でなくてはならぬ。これがそれこそ外してはならない原則であるわけですね。そうすると、こういう放送事業者がいろいろな政党に対して政治献金をするということについては、これは好ましいことかどうか。その実態なども含めて、大臣知つていますか。どう考えますか。

○田中(眞)政府委員 民放会社から政党への政治献金その他については把握しているかという御質問かと存じますけれども、御高承のとおり、民間放送の事業経営についてでございますが、言論報道機関といたしましての放送事業者の自主性というものを高度に尊重するというのが放送法のたてまえであり、私もまたそうした観点から考へておるわけでございます。民放経営者の自由によつておるわけでございまして、事業者に対しては規制というものの必要最小限度に限定されているわけでございます。したがって、御質問にありますが、そのような寄附金等の実態については、把握をしておらないということでございます。

○村上(弘)委員 ちよつと資料を渡したいのですが、いいですか。――昭和五十五年、五十四年、自治省に届けられた政治資金を見ますと、自民党の政治資金団体である国民政治協会に三十六社、金額で二千五百九十八万円、民社党の政和協会には二社で六百九十七万円、合計しますと三十七社、三千二百九十五万円、こういう政治献金がされておるわけですね。日本にある放送会社の約三割という状態です。同じようなマスコミでも新聞社の献金というのは余りないですね。新聞協会加入社百十四社のうち二社だけがあるところに政治

献金しておる、こういう状況ですが、放送会社の場合非常に献金が多いのです。法律上はまさに不偏不党、公正ということが非常に強調されておる放送会社が、特定の政党に政治献金をする。これは法的には規制はないけれども、これは、こういう非常に社会、公共にとつて大きな影響を持つ放送会社が政治献金をするということについては、もつと自覚すべきだと思ふし、また、そういうことを要請すべきじゃないかと思ひますが、どうですか。

○田中(眞)政府委員 先ほど申し上げたことの繰り返しになるかと思ひまして、大変恐縮でございますけれども、その辺の民間放送のあり方というものにつきましては、私どもとしては、あくまでもその事業者なり経営者なりの自覚と申しまゝ、自主性に任すべき問題である、このように考へております。

○村上(弘)委員 これは驚くべき感覚であると思ひます。今回の冒頭の本会議の代表質問や、また、私も予算委員会の総括質問のときに、政治献金の問題あるいは談合の問題とあわせて公選法違反の問題あるいは談合の問題を取り上げて、いまこれは警察当局も調査をやつておるといふ過程にあるわけですが、そういう公選法百九十九条、二百条違反ということにはならないかもしれないけれども、いま言つたやうな性格の放送会社が選挙の献金もやつておる。五十五年と五十四年の選挙の収支報告書をそこへお渡ししておりますが、この一部を調べてみますと、現職関係も含めて多数の違反献金が明らかになってきたわけです。放送会社の選挙寄附でもこういう献金がされておる。収支報告書全部を調べたわけではありませんが、そこに出ておる資料でいきますと、八社十一件、こういう状況になっておるわけです。元郵政大臣や元郵政次官なども入つておる。大体八名に対して八社から選挙献金をやつておる、こういう状況です。

○田中(眞)政府委員 お答え申し上げます。郵政省を退職した者で放送会社に再就職をいたしている者はおるわけでございますが、これは放送会社の方から適任者と見込まれて就職をするわけでございます。ある年度に多かつたとか少なかつたというところについては、私どももいたしましては承知をしないところでございます。○村上(弘)委員 おしなべて無関心であるやうですけれども、今国会では三井建設の営業日誌などというやうな問題になつて、手みやげつき天下りというやうなことが大いに問題になつておるわけですね。ですから、こういう天下りを受け入れる民

しに、選挙に関する報道をやるわけですよ。そういうところに対して選挙に関する資金が献金されておるといふ問題は、きわめて重大な問題じゃないか。もつとこういう問題については襟を正して臨む必要があるんじゃないかと思ひますが、これは郵政大臣、どうですか。

○箕輪國務大臣 ただいま電波局長が答へたとおり、民放も含めて放送事業者はきわめて自由というものが与えられている事業でございます。そういう自由を与えられている放送・電波事業者は、献金をしてはならないとかいうことについては、私としてもコメントできない、こう思ふのであります。

○村上(弘)委員 鈴木内閣及び自民党の政治姿勢をこれはよく示した答弁だと思ふのです。

天下り問題というのはいま非常に大きな問題になつておるのです。郵政省の場合でも、こういう点がいりる間われておる。さきに人事院が出した天下り白書によると、過去十年間の傾向を見ても、放送会社への天下りは郵政省全体の天下りの中の三割を占めておるのです。それもその資料に出しておる通りです。これで見えがつかますことは、昭和五十年を別としますと、四十七年、五十二年、五十六年と三年置きにほかの年よりも飛び抜けて天下りが多いわけですね。これはなぜでしょう。

○澤田(茂)政府委員 お答え申し上げます。

郵政省を退職した者で放送会社に再就職をいたしている者はおるわけでございますが、これは放送会社の方から適任者と見込まれて就職をするわけでございます。ある年度に多かつたとか少なかつたというところについては、私どももいたしましては承知をしないところでございます。○村上(弘)委員 おしなべて無関心であるやうですけれども、今国会では三井建設の営業日誌などというやうな問題になつて、手みやげつき天下りというやうなことが大いに問題になつておるわけですね。ですから、こういう天下りを受け入れる民

放關係会社は、何かのメリット、利益というものを予定しておられることは当然考えられるわけですね。四十七年、五十二年、五十六年、一斉に天下りがふえておる。それは偶然かどうかわかりませんが、一斉再免許の前の年に皆当たっておられるわけですね。つまり、電波監理局から役員として人を迎える、こういう状況になつておられるわけですね。昨年、各官庁からの天下り二百四十人、うち企業役員は三分の一であるのに、郵政省から放送会社への天下りはすべて放送会社の役員なんです。こういう状況もあるわけですね。情報産業という今後ますます多様に発展していく分野で、郵政省がこういう状況でいいのだろうか、電波法が言う公正で能率的な電波行政が進められるということが本当に言えるのだろうか、こういうことを改めて思うわけです。

わが党は、昨年五月、天下り禁止期間を現行の二年から五年にすべきだというような天下り禁止法を提唱しておるわけですが、郵政省は、こういう状況をよく把握して、みずから厳しく戒めていく、そしていさかかも国民から疑惑を持たれるようなことがあつてはならぬと先ほど大臣も答えたわけですが、そういう点についてみずから正し、国民の前にその実態を明らかにすべきであると思ひますが、大臣、どうですか。

○澤田(茂)政府委員 先ほど申し上げましたように、郵政省を退職いたしました放送会社へ就職をしていくという者も若干おるわけですが、これは、これらの者について、必要なものにつきましては国家公務員法の規定に基づき人事院の承認を得る等、必要な手続を踏んでいるところでございまして、私どももいたしましては、いさかかも公務の中立性を損なうものではない、今後ともそういうことで対処をしてまいりたいと考えておるところでございます。

○村上(弘)委員 これから、そういうことが適切であつたかどうか、いろいろと事実も明らかになつていくだろうと思ひますが、きょうはこの問題、ここまでにしておきます。

それで、あと二分くらいしかありませんので、電波法の改正のことについて、一、二だけ聞きたいと思うので。

この間、船舶通信士労働組合の方にお会いしていろいろ話を聞きました。今度の改正案の四十八条の三の第二号、船舶無線従事者証明の失効期限として、五年間、こうなつたわけですね。現在、特に海上における電波行政の体制では、果たしてこれが本当に実行できるのだろうか、チェック体制があるのだろうか、こういう疑問も出されておるわけです。

その一つの事例としては、通信士が乗船するあるいは下船する際の選任や解任届の提出状況はきわめてずさんである、ずっと以前の選任届の通信士の名前が依然として登録されたままになつておる、こういう状況があるわけですね。

この問題は同僚の藤原委員もかつて取り上げたことがあるわけですが、こういうことに関連した問題で、韓国の船舶通信士協会の乗船一覧表というものがここに載つておるわけですが、日本の船舶の船に韓国の通信士が乗つておる、こういう状況があるわけですね。これは重大な電波法違反じゃないか、こういうことも思うわけですね。これも、ここに船舶通信士乗船一覧表という韓国船舶通信士協会が出した名簿があるのです。それで日本船舶と照らし合わせてみると、ここに表があります。日本船舶の船に相当たくさん韓国の通信士が乗つておる、こういう状況もあるわけですね。ですから、今度の法改正の五年間で実際にチェックできるかどうか、その体制があるのかどうかという点と、こういう問題が出ておるが、これは一遍よく調査して厳正に対処する必要があるんじゃないかと思ひますが、その二点についてお答えを聞いて終わりたいと思ひます。

○田中(眞)政府委員 船舶局無線従事者証明の失効のチェックと申しますか、あるいは選任届はちゃんとやつておるかという点でございまして、無線従事者を選任または解任いたしましたときに

は遅滞なくその旨を届け出ることが義務づけられております。第五十一条によるものでございまして。

今回の改正でも、無線局の定期検査または臨時検査の検査事項に、船舶局無線従事者証明の有無を含めることとしたしております。これは法十條の改正関係でございまして、通常の場合、これらの規定によりまして船舶局無線従事者の証明の効力の有無の一応の把握は可能である、このように考えておるわけでございます。

また、船舶局無線従事者証明を有する者に対しては、事実持っておるかどうかがどういふような疑義が生じたときには、郵政大臣の報告聴取権というものを決めておるわけでございます。特に証明が失効している疑いのある者につきましては、証明の効力を確認するための書類の提出が求められるようになっております。そうした書類の提出がないときには、当該証明の効力を一時停止する、こういう形で、なお証明の効力の有無が不確かな場合でありまして、これらの規定の適用によりまして証明の効力の有無が明らかにになり得る、このように考えておるわけでございます。

それで、先生ただいま申しましたいふゆるマルシップと申しますか、そうした場合に、無線従事者で外国人が乗つておるんじゃないかということでございます。これは、この種の船舶の実態の把握というものは非常にむずかしいわけでございます。けれども、前々から御指摘もいたしており、努力しておるわけでございます。そして、電波法令を遵守してもらふということで、機会のあるたびに免許人等に対しまして、日本の郵政大臣の免許を受けた適格な無線従事者を配置するように指導して、特に船舶局の検査に当たりましては、無線従事者につきましては入念に確認するよう処置をいたしております。STCW条約というの、そのいふゆるマルシップ等が世界的に実態になり過ぎたためにぐあいが悪い、そのための対策の面もあるわけでございます。私ども、こうしたSTCW

条約に基づく無線通信士の部分に関する改正提案を申し上げておるわけでございますけれども、伺いますと、当然これは船員の資格証明に関するものでございまして、機関士とか船長とか航海士という形では、運輸省所管の船舶職員法等にも影響があるわけでございます。こちらの方の手当ても行われるということで、かなり長期間にわたりました問題となつておりましたところのいふゆるマルシップの問題については、今回のSTCW条約に基づく改正等によりまして、所期の成果と申しますか、正しいあるべき姿に修正されるものと期待しておるものでございます。

○村上(弘)委員 マルシップ問題については別途究明したいと思ひます。ひとつ厳正に実態を把握して正していただきたいということを申し上げて終わりたいと思ひます。

○水野委員長 これにて村上弘君の質疑は終了いたしました。

次に、依田実君。

○依田委員 きょうは、放送法改正の中の文字多重の問題について伺ひをさせていただきます。こう思うのであります。

まず最初に、各国の文字多重放送の実施状況、どの程度普及しておるか、あるいはまたどの方式を使つておるか、この辺を含めてお話をしたいと思ひます。

○田中(眞)政府委員 各国の文字多重放送の状況、方式等についてでございますけれども、現在、イギリス、フランス、西ドイツ等のヨーロッパ諸国及びアメリカにおきまして、本放送ないしは実験放送が行われておるというふうな私どもも把握しております。

国別で申しますと、まず、イギリスでございまして、BBC及びIBA、独立放送協会でございますけれども、それぞれ、BBCが一九七六年、IBAが八一年から本放送を開始しております。そして、内容でございまして、ニュース、スポーツ、買い物案内等のサービスほかに、最近では聴覚者向けの字幕放送サービスも始めてい

は遅滞なくその旨を届け出ることが義務づけられております。第五十一条によるものでございまして。

るように聞いております。

次に、フランスでございませうけれども、テレビ電気通信共同センターが七九年から本放送を開始しておる。そして、内容でございませうけれども、株式情報、気象情報、地域情報等のサービスを行つていようでございませう。

西ドイツでございませうが、西ドイツ放送連盟、第二テレビジョン放送及びドイツ出版協会が八〇年から実験放送を開始いたしまして、番組案内あるいはニュース速報等のサービスを行つていませう。

アメリカでございませうが、PBS、公共放送サービスと申しておりますが、そこABCあるいはNBCが民間の非営利団体であるNCI、全米キャブショニング機構の協力を得まして、視聴者向けの字幕放送を実施しておるわけでございます。そのほか、ユタ州の独立局でございませうけれどもKSL-TV、あるいはCBSなどが、イギリスあるいはフランスの技術を導入いたしまして実験放送を開始しておるといふことでございます。

なお、方式でございませうけれども、先ほどもちよつと御質問があつたようですが、文字数が少ないといふようなこともありましてコード方式で実施してはどうか、このように把握いたしております。台数については、データがちよつと私どもの方にはないのですね……。

○依田委員 いまの外国の例を見ますと、コード方式、これは文字の数が少ない、こういうところからコード方式が採用されておるのだらうと思うのであります。日本は大抵パターン方式でスタートといふことになるのじゃないか、こう思われるわけでありませうけれども、この両方式の長所、短所、それぞれにいろいろあると思われませうが、その辺をお聞かせいただきたいと思ひます。

○田中(眞)政府委員 パターン方式でございませうけれども、漢字などのような複雑と申しますか数も多いそうした文字、図形も精細な図形を容易に伝送できる、それから雑音による影響が少ない、受信側の処理が容易で比較的安いデジタルメ

モリーが使用できる、こういうことで、わが国の文字放送の形式としては適しておると考えております。

次に、コード方式でございませうけれども、いま申しましたパターン方式に比べて五ないし十倍の情報量を送れるという長所がございませうが、受信側が文字発生器というようなものを必要といたしまして、いささか高価になる。それから、受信条件のよくない、と申しますのは、送信所から遠くて電界強度が低いといふようなこと、あるいは途中でビルによるビル陰になつたり反射障害がございませうと、文字の誤りが発生しやすいといふように把握しておるわけでございます。

もうちよつと申しますと、パターン伝送方式は、テレビの水平走査線当たり一面標準文字として百二十字、こういたしますと、それを約三秒間で伝送する、十番組程度のものが提供できる、現在のテレビチャンネルは二日といふことになつておりますが、二十番組といふふうには把握しております。これに比べてコード伝送は、テレビチャンネル当たり一面を〇・三秒ないし〇・六秒、先ほど三秒と申したから、十倍ないし五倍、こういうスピードになるわけでございます。そういう短時間で伝送いたします。したが

いまして、五十ないし百番組も提供できると予測されておるわけでございます。以上のようなメリット、デメリットがそれぞれにある、このように理解しております。

○依田委員 いずれにしましても、実施になるとわれわれ受信する方ではアダプターを取りつけないとかならぬわけでありませう。例の音声多重が開始になりまして、テレビメーカーなどではこれをテレビに組み込んで売つてくる、こういうことで、それだけ価格が高くなるわけでありませうけれども、できましてならばそういうことではなくて、すでにうちにありますテレビにアダプターを取りつけることによつて文字多重が見える、こういうふうにしていただくのが一番いいのじゃないか、こう思ふのであります。このために、どの程

度の量産ができ、そしてどの程度の価格でわれわれが求めることができるようになるのか。実施段階についてはどの程度でそれが求められるようになるのか、その辺の見通しをお持ちになつていらつしやるでしょうか。

○田中(眞)政府委員 普及段階になると、アダプター形式ではなくて、先生おっしゃるとおり内蔵型が望ましい。普及型としてはそういうことかと思ひますけれども、内蔵型受信機の場合、予測がなかなかむずかしいところでございますが、パターン方式だと、レコーダー機能の増加分として一応三万円程度、現在売られております受像機が仮に十五万ないし二十万、こういたしますと、それにプラス、このパターン方式の受信ができる能力を加えた分として三万円程度高くなるであらう。コード方式の場合は、先ほどもちよつと申し上げましたように、文字発生器といふものが必要になるわけでございますが、その分だと七万円程度、こういうふうな予測をしておるわけでございます。

○依田委員 16Hと21H、この二つでもって、最初はパターン方式で放送がなされるわけでありませうけれども、16Hの方は既成のテレビ局がやる。その中はいわゆるこれまでの番組の補完的放送をやるのが書かれておるわけでございます。

その一番は、いわゆる聴力障害者、これに対する字幕放送といふものが考えられてこられるのじゃないかと思ふのであります。先般の委員会でも、文字多重の実施についてどの程度の費用がかかるのかといふことで、ハードの方はお金が出てきたようでありませうけれども、なかなかそれだけじゃ番組というものはでき上がつてこない。機械ができては番組はでき上がらないわけでありませう、いわゆるソフトの方の費用が莫大な費用がかかるのじゃないかと思ふのであります。

私もこの間文字多重をちよつと拝見していただく機会がございましたけれども、聴力障害者に対して、いろいろといわゆるスピーキンポーズのような形で画面が出てくるわけでございます

が、しかし、なかなか素人が考えるような、いわゆる洋画のスピーキンポーズとはまた違ふむずかしさがあるのじゃないか。つまり、聴力障害者の持つ特有の性質といふものを——特性と言つてあれでございませうけれども、ハンディキャップといふものを考えてあげないと、ただ画面に出てくる場面の説明だけではないといふわけにはいかない。たとえば音の問題、つまり普通の洋画などでは、音でさあざあという音がしたとかという場合に、それを翻訳してダブらせればいいのですが、聴力障害者にはそのさあざあという音自体がどういふ音なのかかわらないといふことで、聴力障害者自体に対する問題があつて、それにまた、それ専門の翻訳の仕方といひますか、補完の仕方があるのじゃないかと思ふのであります。

こういう点で、ソフトの方で大変な費用がかかると思ふのであります。NHKの方ではどうでございませう、この聴力障害者に対する補完業務と簡単に言ひますが、なかなかむずかしいと思ふのであります。どうでしよう。

○田中(眞)政府委員 いま御指摘のように、聴力障害者の字幕サービス、字幕放送をやりますと、私どもも現在試作番組をつくつておりますけれども、非常に人手もかかりますし、設備、経費といふような面についても相当かかるというふうには思つております。まだちよつとしたそういう積算はしておりませうけれども、御参考までに申し上げれば、先ほど電監局長の方から御紹介のありましたアメリカの全米字幕機構といったところが、いろいろ番組の字幕サービスをやっておりますけれども、そのところへABC放送あるいはNBC放送が字幕制作料として払つておるの、大体一時間二千ドルといふふうには聞いております。事ほどきよかに、かなり人手、設備、経費といふものがかるというふうには私も認識しております。

○依田委員 そこで、編集あるいは制作体制といふものをこれから早急に整備することが必要じゃないか。それを各放送局に任せてそれぞれそうい

う体制を、いま言った全米字幕機構みたいなものを持つということは大変だろうと思うのであります。それだけの費用がかかる、特に民放などでは、それだけの費用がかかるなら少し省略してしまえということになったんじゃないや困るのであります。そういう意味で、各放送局が各個でやるよりも、協力してやれるような体制をつくるのが大事だろうと思うのであります。

そういう意味で、何か機関を皆さんが共同でつくるような方向に行くことがいいのじゃないかと思うのであります。そういう点で郵政省はどういう指導をなさるおつもりですか。

○田中(眞)政府委員 テレビジョン多重放送を利用いたしまして聴覚障害者に対して福音をもたらしたい、こういう形で、法の中にも責務をいたしまして補充利用といいますが、番組を豊かにするようという規定をいたしたところでございますけれども、先生おっしゃいますとおり、あるいはまた、いまNHKの方から答弁がありましたように、技術的にも非常に特殊な能力も要し、また経費も要するということでございます。また、アメリカの方におきましても、そうした特殊な努力を重ねておるわけですが、なかなかむずかしいという話も聞いているわけでして、その辺の御指摘かと思いますが、せっかくこうした条項も設けましたわけでございまして、先生のおっしゃるように、ハード面あるいは番組制作におきまして、関係者の間で努力している中におきまして私も郵政省としてお手伝いできる面あるいはケースがございましたら、その中に入りまして、私どもができる限りのアレンジなり御協力は惜しむべきではない、努力すべきである、そのように考えておる次第でございます。

○依田委員 次に、法文の中の第九条の三に、NHKに関する出資のことが書かれておるわけでありまして、その他協会の業務に密接に関連する政令で定める事業を行う者に出資することができると、こういうことが書かれておるわけでありまして、この「政令で定める」というのは、ど

ういうものを政令に盛り込まれる御意向なのか、そこを承らせていただきたいと思ひます。

○田中(眞)政府委員 いろいろNHK自身の方からの御希望といひますが、こういう事業が密接な事業として必要であるというお申し出もあろうかと思ひますけれども、私も考えますのは、まず、放送協会は毎日番組をつくらなければならない、まず、まず、非常に再生して価値のあるビデオテープあるいはビデオディスク等の制作、販売という事業もあるであらう、また、放送番組の制作事業あるいは放送番組の素材の提供の事業というふうなものも考えられますし、また、今回御提案申し上げております多重放送に当たつての放送設備を共用する第三者に出資するというようなことも十分予測されるところだ、このように考えておる次第でございます。

○依田委員 いま電監局長のお話を伺っておりますと、多重だけでなく、これまでNHKがやっております業務、外郭団体としてやっております仕事というもののにもこの際出資の法的根拠を与える、こういうふうな受け取れるわけでございます。先ほども説明がありましたが、いままでNHKは宇宙開発事業団など、二しか出資をしていない。つまり、外郭団体というものは、いかにNHKが出資しておるようであるが、実際にNHKの出資というものは行われていなかったわけでありまして、今回はそういうものにも出資ができるということだろうと思ひます。私もぜひそういうふうにしていただいて、そのかわりNHKがそういう外郭団体に対する管理監督というものが十分にできるようにするのがいいのじゃないかというふうに思ひますが、私の解釈でよろしいでしょうか。

○田中(眞)政府委員 そのとおり理解いたしております。

○依田委員 21Hの方は第三者利用ができる、こういうことで、広く新しいメディアを開放するという趣旨から言えば、第三者利用ができるようになっていく、これはいいことなっておりますが、こ

これは、実際問題として第三者利用の第三者というものはどんなものが考えられるのか。つまり、新聞社はもちろんそうでございますし、それから、これは番組の内容によつては非常に多方面にわたつてくるんじゃないか、どんなものでも第三者として認めるのか、あるいはまた、ある範囲を郵政省としてはお考えになっておるのか、この辺について伺つていただきたいと思います。

○田中(眞)政府委員 これから、この法の準備ができました時点におきまして、どういうふうなものがNHKに契約したいというふうな形で持ち込まれるのか、あるいは、NHKの方から私どもの方にこういう話があるんだというふうなお話、これからの問題として出てくるわけでございまして、これからの問題として失礼でございませうけれども、抽象的な話になつて失礼でございませうけれども、やはりNHKの第三者となりまして、そのチャンネルを使うわけでございませうかと、受信料によつて成り立ちますNHKの放送設備を使う多重放送は、NHKのイメージダウンになるようなものは困る、あるいは当然NHKの毎日の業務に支障を与えるような可能性があつても困るわけでございますし、何を言ひましても、よつて成り立つ受信料の徴収に悪影響を与えないかどうか、そういうような立場から判断いたしまして、審査と申しますか、対処をいたしたい、このように考えておる次第でございます。

○依田委員 私が伺ひましたのは、NHKに限らず、民放も含めての第三者とはどういうものかというところをお尋ねをしたのですが、いまさしあたつてNHKの第三者利用の範囲について、好ましい範囲というのを答えがあつたわけでありまして、けれども、この前も、このところで私伺わせたいたしましたが、そういう好ましいものとして、地方公共団体などのいわゆる告知、そういうものなどを告知料を取つて放送したらどうだろうというふうなことも出ておりましたけれども、しかし、それではなかなか番組自体がおもしろくない、やはり番組制作当局としては、見てもらうというところからだんだん欲が出てくるという

ことになる、そういう地方公共団体とかそういうものだけじゃなくて、民放と競合するような分野のものも放送していくように、おのずからなる、こういうふうな思ひます。その場合に、いわゆる広告料といひますが、そういうものを取るといふようなことになりまして、いままでの民放とNHKとの分野、こういうものが入り組んでくるんじゃないかというふうな考慮のありまうけれども、その辺の将来像といふものはどういふうにおとりになつていらつしやいますか。

○田中(眞)政府委員 お互いに競争し合つて、いい番組といひますが、いい内容の放送をしてもらいたいと同時に、また、経営的に申しますか、そういう形でも努力していただきたい、こういうふうな考えをいひまして、民放の広告料等との競合関係をどういふうに、どう思ふかというふうなことから思ひますけれども、やはりNHKの第三者につきましては、先ほども申しましたように、NHKの公共的性格といふものを十分配慮してもらいたい。そうしたのがやはり大きな基盤である。その枠を踏み外してはならぬのは、NHK自身も困りますし、また、NHKの第三者自体につきましても、最終的には墓穴を掘る、そういう形にならうと思ひます。

これに對しまして民放の方でございますけれども、それはやはり自由に広告が行えるわけでございますので、NHKの第三者との収入源の競合、それについては、民放側から見た場合に、十分調整がつかう。つまり、NHKの第三者によつて民放の事業なり広告料が脅されるということにはならないのではないか。その辺は十分努力して、それなりの企業努力といふもので切り抜け得るもの、このように考えておる次第でございます。

○依田委員 もう一度、その第三者利用の範囲について、今度は民放の方の場合を考えさせていただきますのでありますが、この文字多重を利用するいろいろなパターンがあるのじゃないかと思うの

であります。証券情報などもそうでしょうし、あるいは電鉄の案内などにも使えるだろうし、映画の広告などの番組も出てくるだろうし、いろいろなことでそれぞれ第三者としてやってみたい、こういう範囲が出てくるのじゃないかと思うのであります。その第三者というのが、無規則にどういう業態でもいいのか、あるいはそれにある程度の規制をかけていくのか、その辺をどういうふうにお考えになりますか。

○田中(眞)政府委員 民放の場合の多重の第三者というものはどういふものが考えられるか、規制するかどうか、こういうような御質問だと思いますけれども、本質的に既設放送事業者の設備を契約によって借りるわけでございますから、その契約の応諾は必要となるわけでございますので、既設放送事業者、設備を提供する側の意向というものを利用者も無視するわけには当然いかならないと思ひますけれども、それは、この趣旨というのは、そうした制約がありながら、あえて第三者に対して道を開こうといふことが開放しよう、その気持ちは、マスメディアの集中排除であり、その情報源あるいはこうした事業に参加する層を広めたい、こういう意向でございますので、実際の契約内容あるいは申請の段階において、いろいろお聞きする立場から、先ほど申しましたような今回の改正の趣旨、マスメディアの集中を排除し、広く情報源あるいはマスコミソスを求める、そういう立場から判断してまいりたい。もう少し詳しく申しますと、特別にある社が非常に高いパーセンテージを占めるというようなことについては好ましくはない、このように考えておる次第でございます。

○依田委員 民放連がことしの一月十九日に郵政大臣に出しました要望書、これには御承知のように、「既存の放送事業者の放送設備提供を法的に義務づけてまで、第三者利用を認めることには、絶対に反対である。」こういう要望書が出されました。

そこで、この法案は、その中間といえますか、テレビ局の同意が必要だということと第三者利用を行う、いわば部分開放ということだろうと思うのであります。そうなりますと、民放に出資をしておるような新聞社、こういうところは密接な関係があつてオーケーになるのではありませんけれども、ローカル新聞など、あるいはまたそのほかの第三者が参入を希望しても、さまざまな条件とか、あるいは拒否に遭う、こういうケースがあつて、当初の広くこれを第三者に開放するという趣旨になかなか沿わないのではないかと申すのであります。その辺はどうお考えになつておられますか。

○田中(眞)政府委員 やはり既設放送事業者の設備を借りない以上文字多重の放送はできないという基本的な問題がありますので、いろいろな議論の過程におきまして、義務づけるべきである、あるいは既設の放送事業者の設備を借りない多重はできないのだけれども、その既設の放送事業者の本来の権利利便なかどうか、そうではないというような意見もいろいろ行われたわけでございまして、そうした議論の過程を経まして、現在御提案申し上げているような形の条文になつておるわけでございますが、契約をし、あるいは言葉を別の形で申しますと家主とたな子、適当かどうか知りませんが、そういうような面もありまして、あるいは親ガメ、子ガメというやうな感じもあるわけでございまして、やはりその辺、私ども両者から内容はいろいろお聞きできるわけでございまして、それなりにそれぞれのお立場をお聞きした上で調整すると同時に、また、長い期間毎日やっていたわけでございますから、いゝ関係はないと、無理をした契約では長続きは實際問題としてできない、こういうことは認めざるを得ないと考えておるわけですが、その辺におきまして、私ども、両者と申しますか余り調整する立場が多くないことを期待しておるわけでして、いづれにしても、公器を預かるわけでございますか

ら、それなりの御自覚の上に立つて事業をやつていただきたいと御期待申し上げると申しますか、そういう立場にならざるを得ないと思つております。

○依田委員 もう一つ、これは新聞協会の方から十二月二十四日に出されておる「多重放送に関する要望書」の中に「伝統的に新聞がもつ表現の自由を尊重するうえからも、たとえば、現行放送法に規定される、いわゆる放送番組の編集基準(第四十四条)などの適用は望ましくないと考えられます。」こういうようなことが出ておるわけでありまして、それは新聞は第四十四条にとらわれたいというところであらうと思ひますけれども、しかし、電波という公共物を利用して茶の間の中へ入つてくるわけでございまして、この第四十四条の番組編成方針というものが準用されるべきであらうと思ひますが、郵政省としてはいかがお考えでございますでしょうか。

(煙委員長代理退席、委員長着席)

○田中(眞)政府委員 私どももただいま先生がおつしやいましたとおりの理解でございますが、新聞協会といたしましては、文字多重放送である、文字情報であるというやうなことから、新聞社としてそのような御要望も出たかと思うわけですが、先生おつしやいますとおり、あくまでも有限貴重な電波を使用する放送でございますので、ほかの放送事業、あるいは中波放送、超短波放送、あるいは放送大学学園放送等々と同じでございまして、第四十四条の特に三項等はそのまま御適用願いたいということでございます。

ただ、第四十四条四項のいわゆるバランス、報道、教育、教養、娯楽等のバランス、この点につきましては、読んでみますと「特別な事業計画を除く」ということで、仮にニュース報道中心の一日の利用という形になりましたら、この条項はそのままではじめてもおかしくはない。つまり、結論的に申しまして、第四十四条の適用は、放送は電波を利用する以上適用させていただきます、このように考えておる次第でございます。

○依田委員 時間がなくなりましたので、最後に一つだけ、中途半端でありますけれども、例の民放の外人持ち株比率、今度これについての条項がいろいろできておるわけでありまして、現在の各民放会社の外人持ち株比率がどの程度になつておるのか、その点だけお聞かせをいただきたいと思ひます。

○田中(眞)政府委員 現在株式を上場している社は六社、五社と店頭販売しているのが一社あるわけですが、外国人が株式を所有しておるものは東京放送と日本テレビ放送網の二社でございます。その持ち株比率はそれぞれ一四・九%と一・二%と、いずれも日銀ベースでございますけれども、私どもそういう形で把握しております。三月末現在でございます。

○依田委員 以上で質問を終わります。

○水野委員長 これにて依田委員の質疑は終了いたしました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時七分散会

